

平成24年9月6日
原産地説明資料



原産地規則の概要

経済連携協定 (E P A) 原産地規則を中心にして



東京税関業務部
総括原産地調査官

本日の説明事項

1. 原産地規則の基本
2. 原産地基準
3. 積送基準
4. 手続的規定
5. ケーススタディ

関税上の特惠待遇

貨物の輸入に際し、一般の関税率よりも低い関税率(特惠税率)が適用されること

- 一般特惠(GSP)税率

開発途上国の**原産品**に対して、一般の関税率よりも低い関税(一般特惠税率)を適用。

- 経済連携協定(EPA)特惠税率

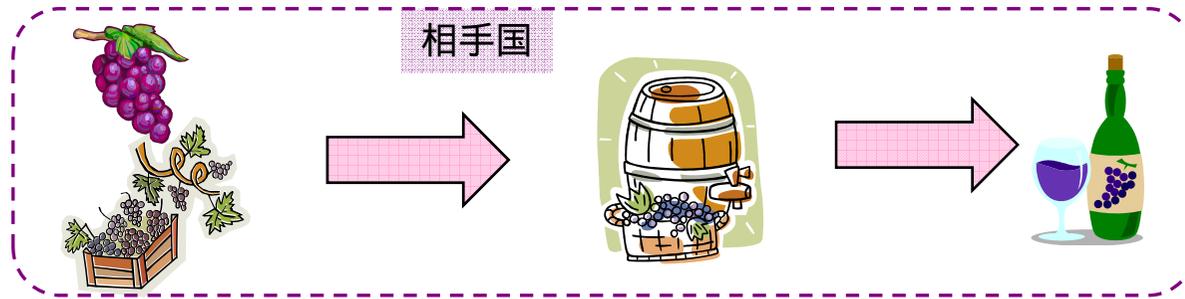
EPA相手国の**原産品**に対して、一般の関税率よりも低い関税(EPA特惠税率)を適用。



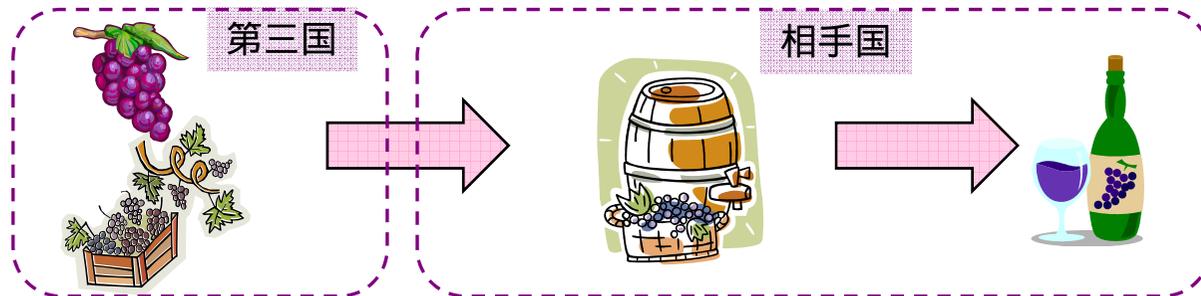
特惠制度では、相手国を原産地とする貨物(相手国の原産品)に対してのみ特惠待遇を与える。

EPA税率を適用する原産品とは

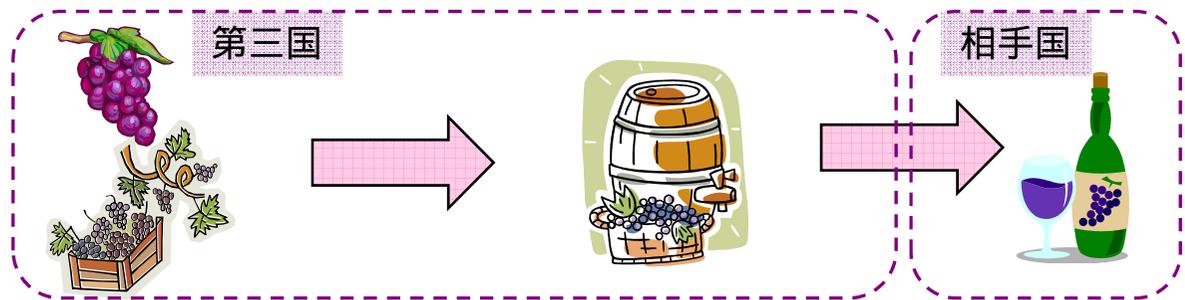
- 原産地基準の必要性 -



相手国から輸入されたワインといっても、材料に着目するといろいろなものがある。



EPAによる特惠税率の対象となる相手国のワインとは何か決めておく必要がある。



原産地規則を定め、原産地規則を満たす**原産品**のみを特惠税率適用の対象とする

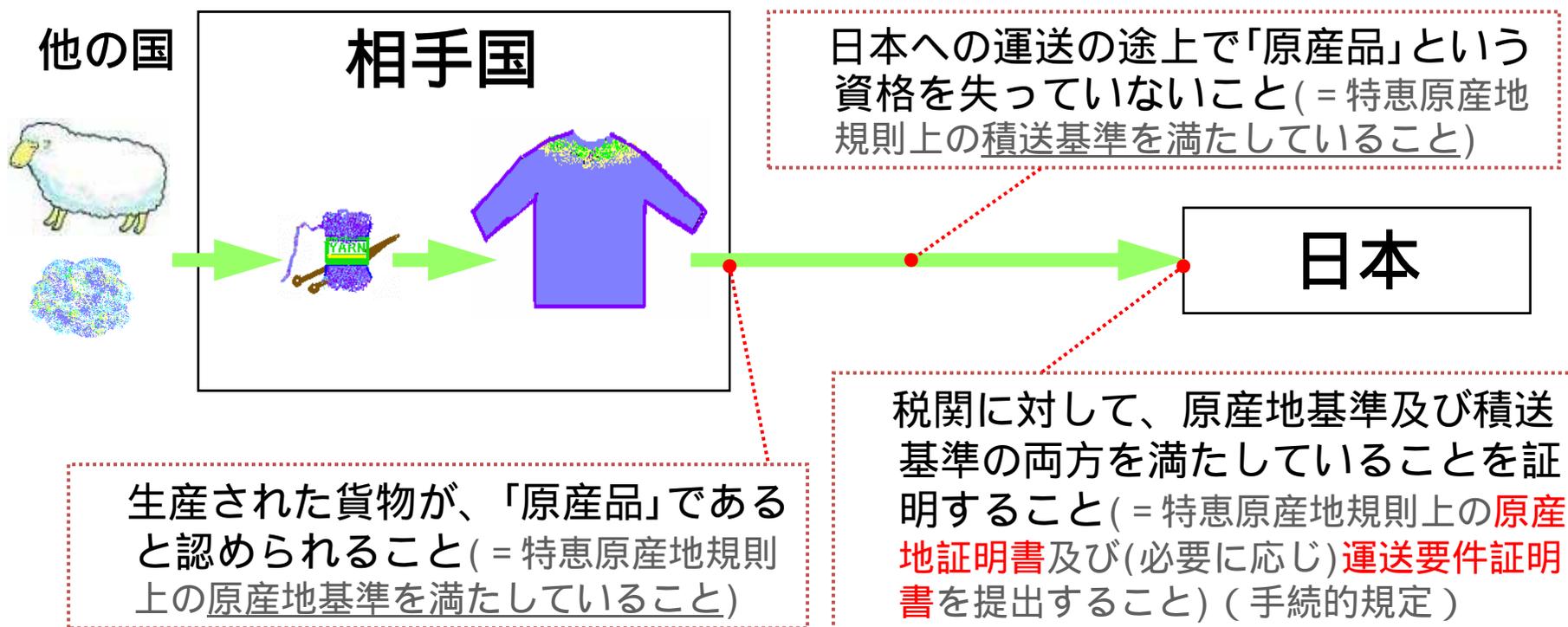
ぶどうを収穫

醸造

ビン詰め

特惠税率適用に必要な4つの条件

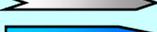
輸入される製品に関して、特惠税率が設定されていること
(EPA:協定の譲許表、一般特惠:暫定措置法別表)



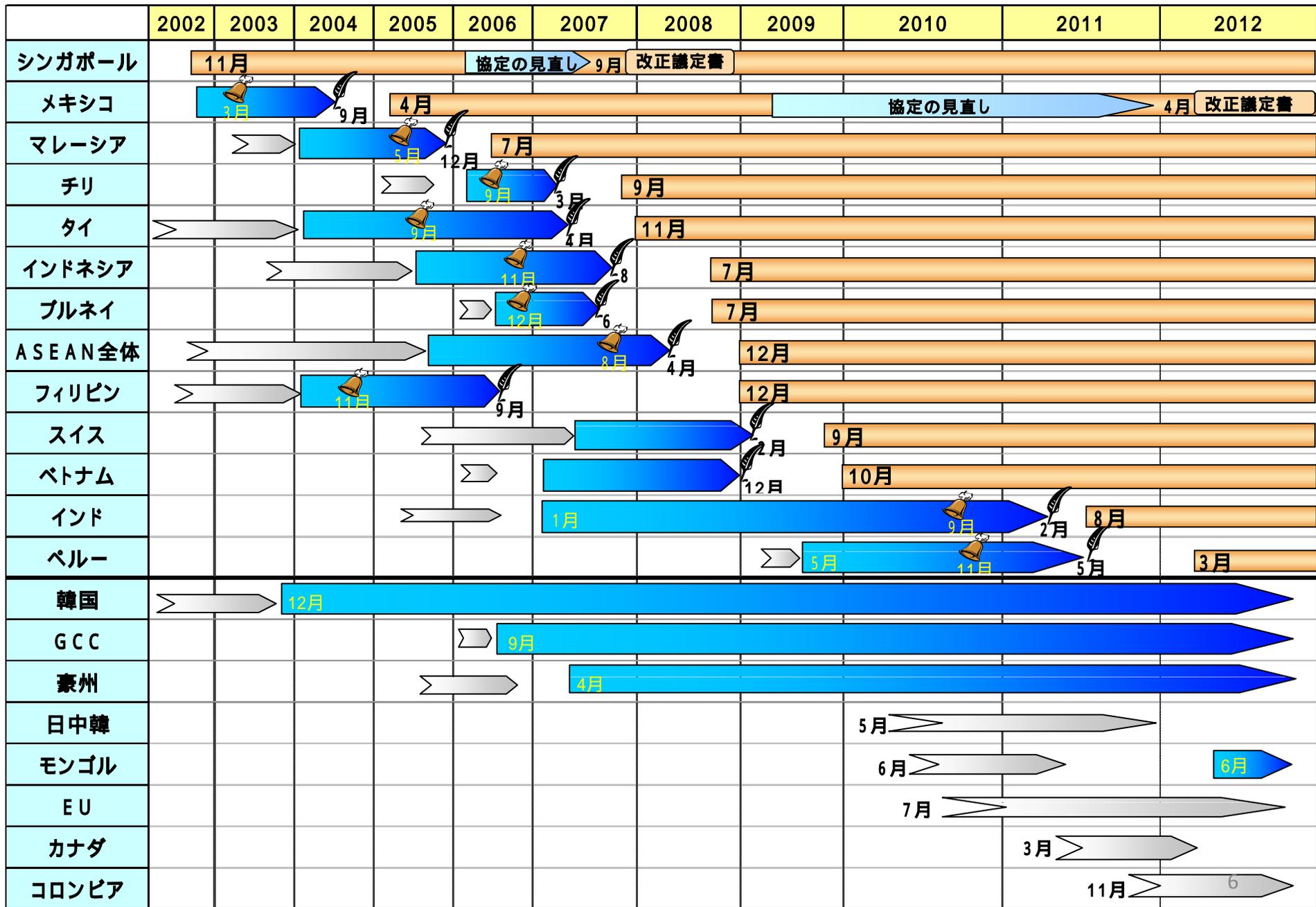
特惠税率適用のためには

の全てを満たす必要がある

参考 各国とのEPAの進捗状況

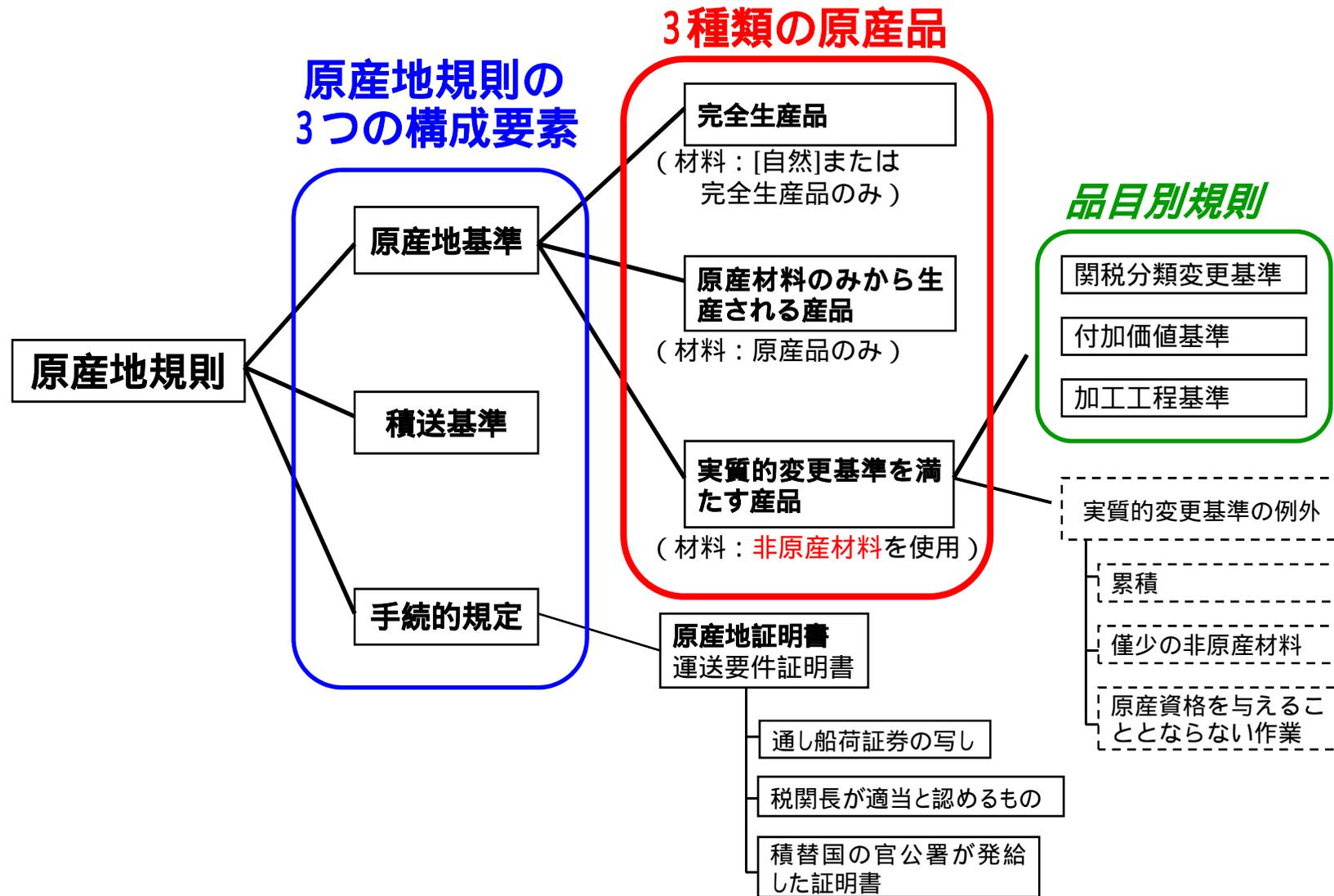
 事前協議等
 交渉
 発効済み

 :大筋合意
 :署名



(注) GCC(湾岸協力理事会) アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン

EPA原産地規則の三大構成要素の内容



2. 原産地基準

(1) 原産品の3類型

(2) 実質的変更基準の種類

- 関税分類変更基準
- 付加価値基準
- 加工工程基準

(3) 実質的変更基準の例外

- 累積
- 僅少の非原産材料
- 原産資格を与えることとならない作業

(1) 原産品の3類型

日タイ経済連携協定(EPA)第28条 原産品

この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの（次スライド参照）

完全生産品

- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

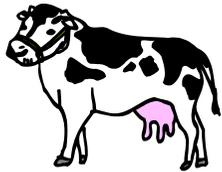
原産材料のみから生産される産品

- (c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす産品

完全生産品

日タイ協定第28条2(a)



(a) 生きている動物であって、タイにおいて生まれ、かつ、**成育されたもの**
(家畜等)



(b) タイにおいて狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
(捕獲野生動物等)



(c) タイにおいて生きている動物から得られる産品
(牛乳、卵等)



(d) タイにおいて収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物生産品
(切り花等)



(e) タイにおいて抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(原油等)



(f) タイの船舶(定義あり)により、タイ及び日本の領海外の海から得られる水産物その他の産品
(公海で捕獲した魚等)

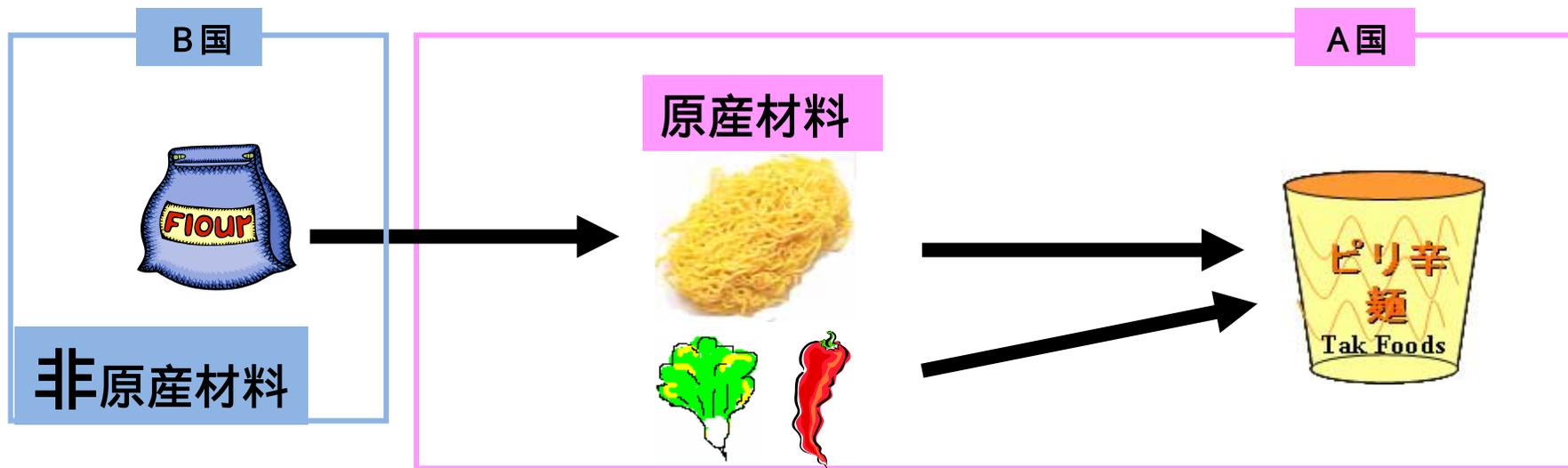
(g) ~ (k) 略



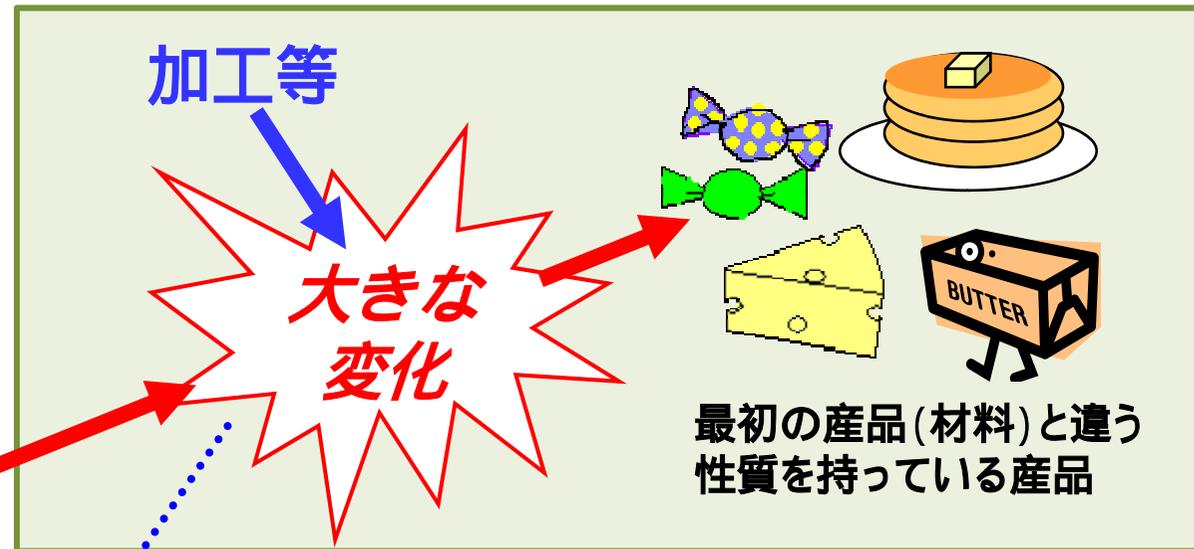
(l) タイにおいて(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
((a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

原産材料のみから生産される産品

生産に使用された材料はすべて**原産材料**であるため、外見上は1カ国で生産・製造が完結しているように見えるが、実際には他の国の材料(**非原産材料**)を使用しているもの



実質的変更基準を満たす産品



「実質的変更」が起こった国を原産地とする考え方を「実質的変更基準」と呼ぶ。そして、このような産品を「実質的変更基準を満たす産品」と呼ぶ。

参考

原産地基準 3 つのカテゴリの違い

完全生産品

材料をどこまで遡っても
原産材料のみ

原産材料のみから
生産される製品

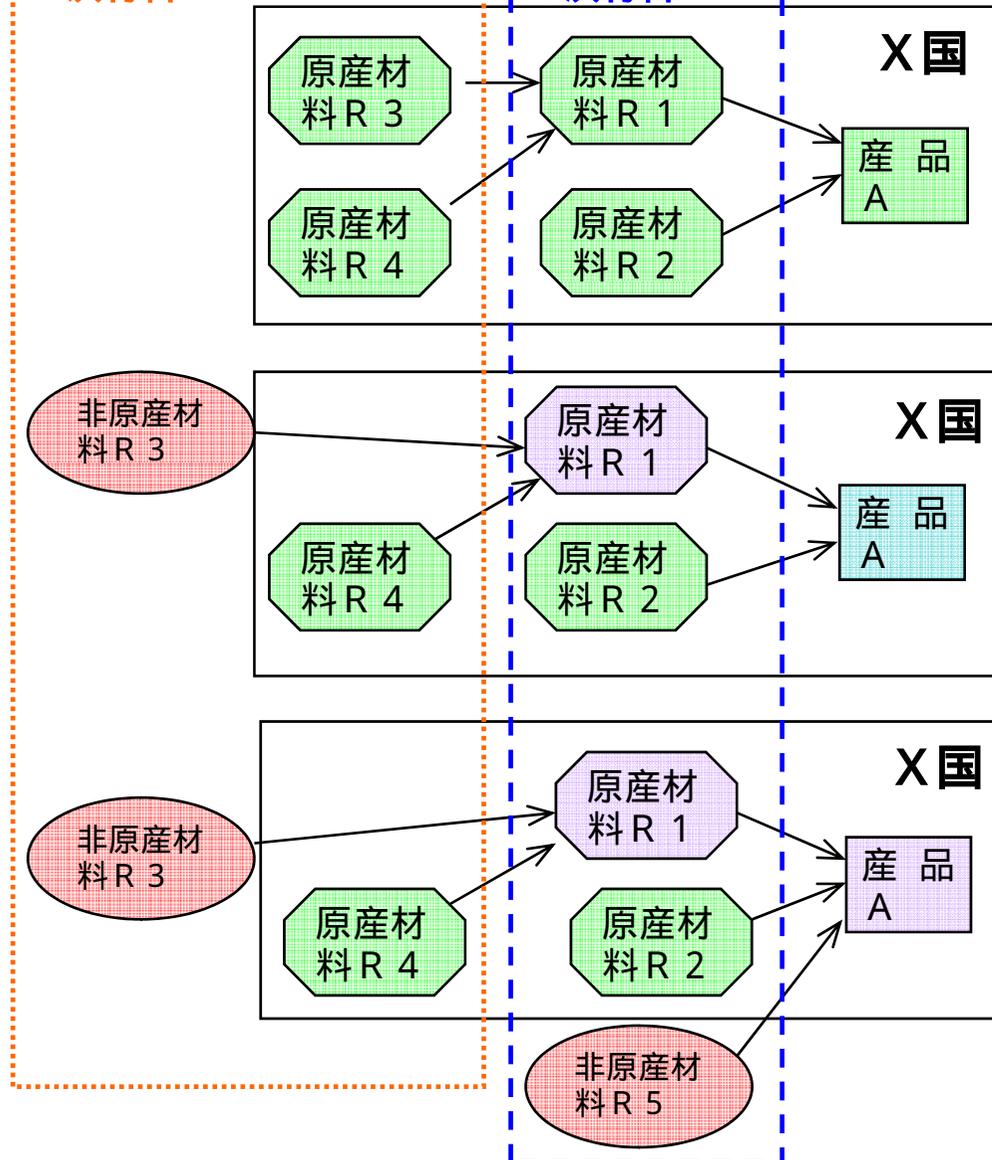
材料の材料(2次材料)の
うち、少なくとも1つは
非原産材料

実質的変更基準を
満たす製品

材料(1次材料)のうち、
少なくとも1つは非原産
材料

2次材料

1次材料



(2) 実質的変更基準の種類

関税分類変更基準

すべての非原産材料と製品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準

付加価値基準

付加された価値がある基準以上であれば、実質的変更があったとする基準

加工工程基準

特定の加工工程がほどこされれば、実質的変更があったとする基準

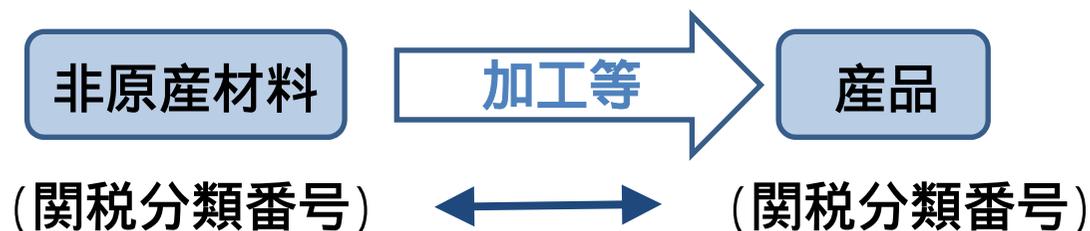
これらの基準は、EPAの「品目別規則」(例えば、日タイ協定附属書2)に規定されている。

一般ルール

品目別規則に規定のない商品は、協定本体に規定された共通するルールを適用する。

	一般特惠	アセアン スイス ベトナム	インド	その他の 協定
一般ルール	他の項の 材料から の変更	他の項の 材料から の変更 又は 付加価値 40%以上	他の号の 材料から の変更 及び 付加価値 35%以上	品目別規 則に全て 規定

関税分類変更基準



すべての非原産材料と産品の関税分類番号に特定の変化があれば、大きな変化があったとする基準。

HS 2桁、HS 4桁及びHS 6桁の変更がある。

HS 2桁の変更： の産品への他の類の材料からの変更
HS 4桁の変更： の産品への他の項の材料からの変更
HS 6桁の変更： の産品への他の号の材料からの変更

参考：1602.32のHSレベル

HS 2桁：16類

HS 4桁：1602項

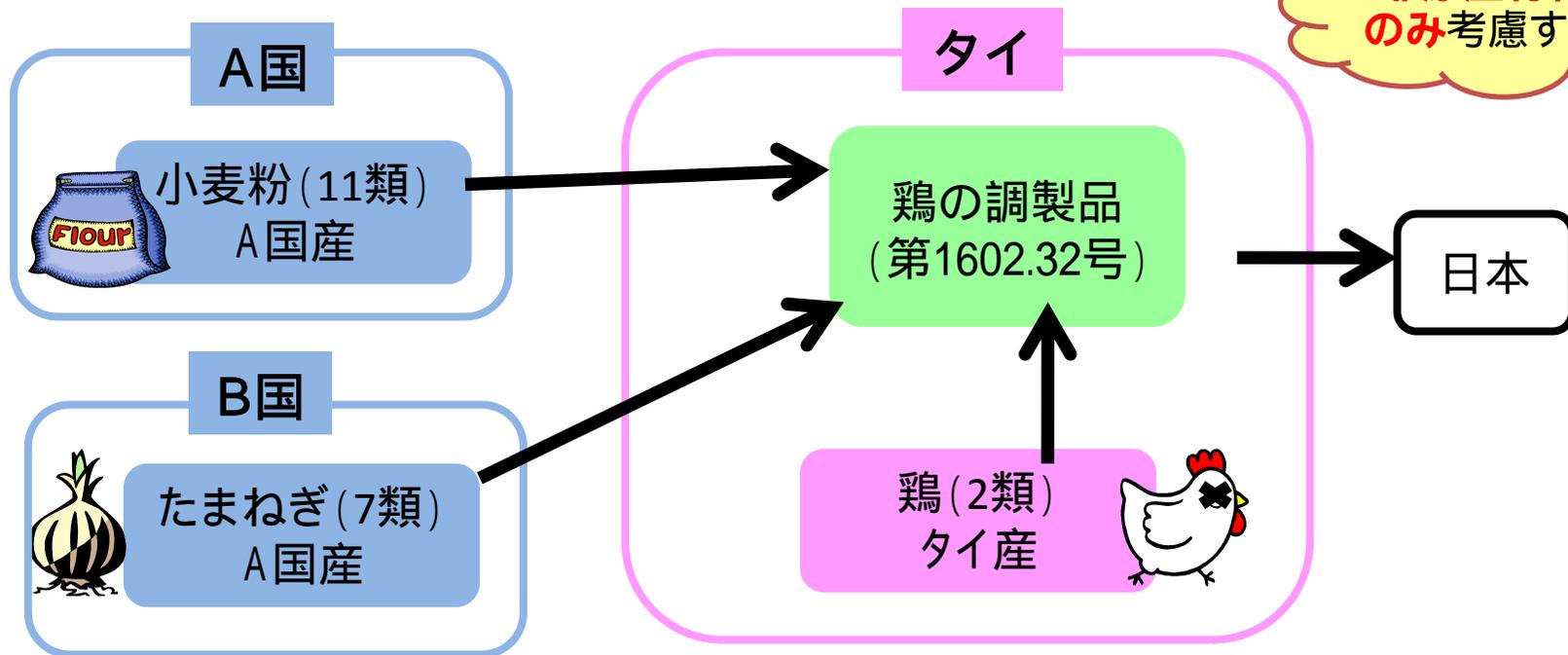
HS 6桁：1602.32号

関税分類変更基準

日タイ協定品目別規則 第16類 (肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品)

1602.32

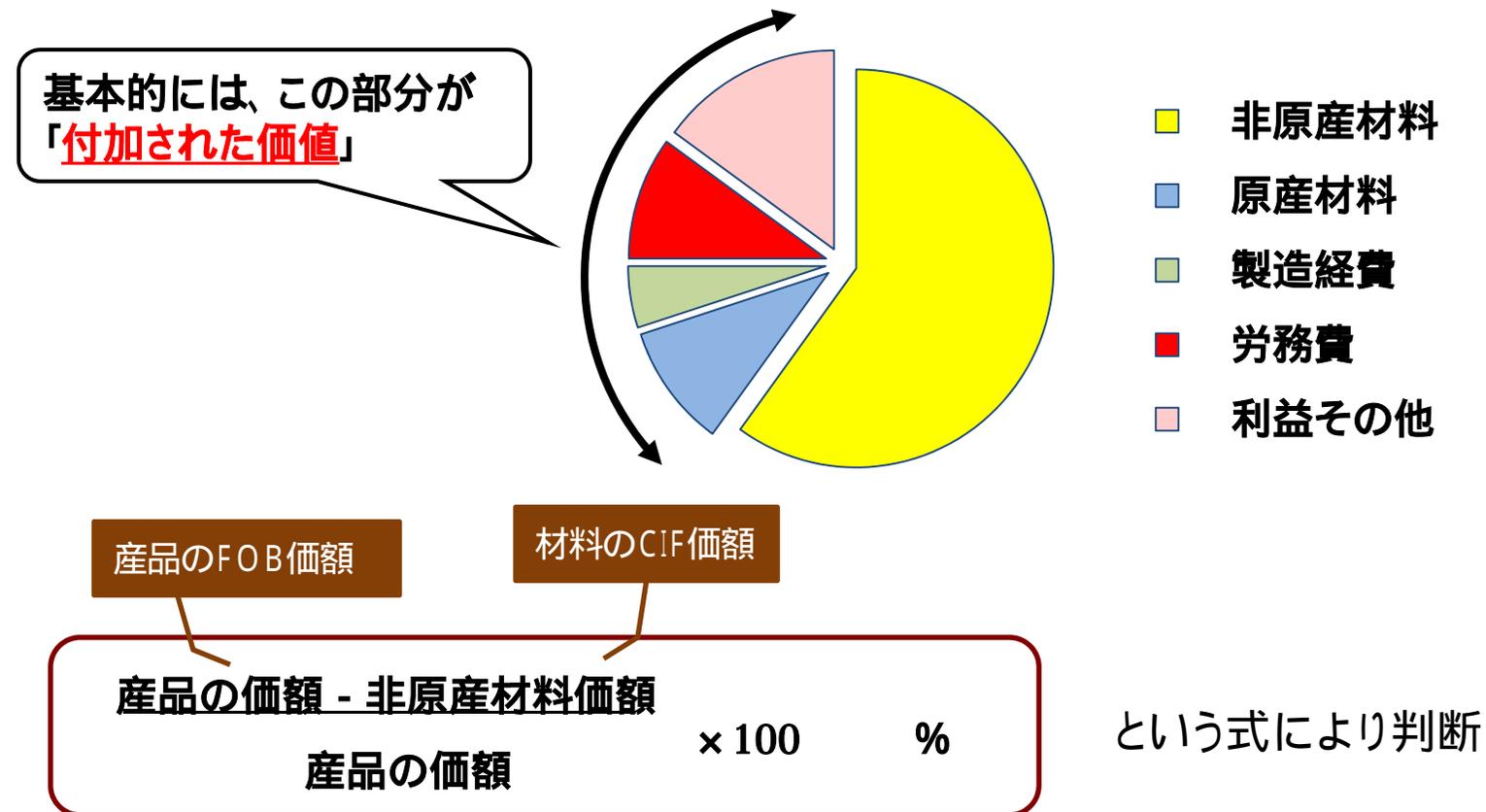
第16.01項又は第16.02項の産品への他の類の材料からの変更
(第1類又は第2類の材料からの変更を除く。)



非原産材料である小麦粉、たまねぎは、1類、2類、第16類以外の材料であることから、最終製品である鶏の調整品はタイ原産品と認められる。

付加価値基準

- ・十分なコスト等が投入され「大きく価値が付加」された場合、大きな変化と考える。
- ・その国の生産において、付加された価値の割合を判断基準として利用。



その国で「付加された価値」と「製品の価額」を比較して原産資格割合 (QVC) を算出する。

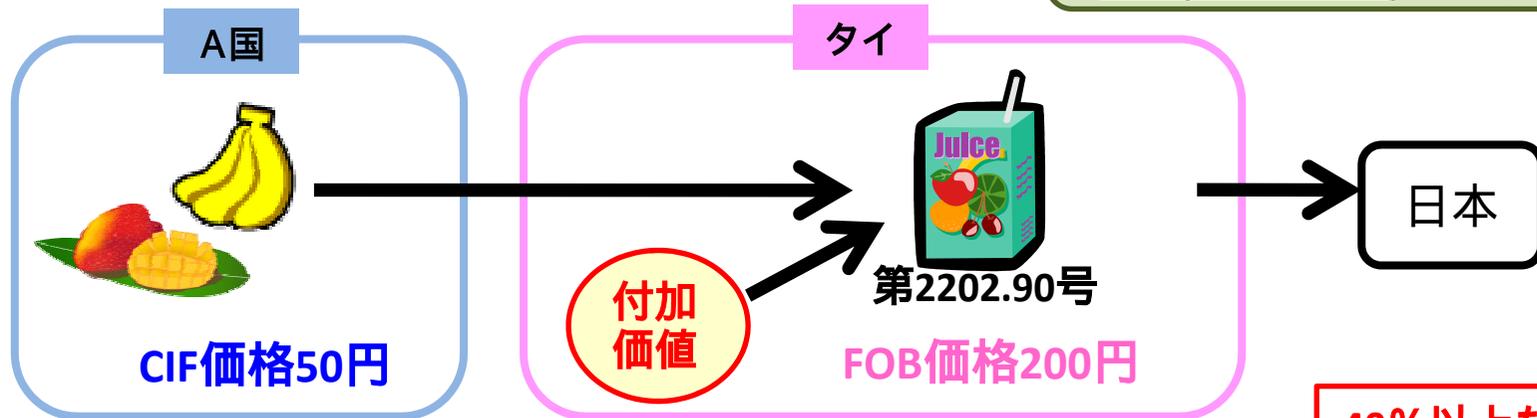
付加価値基準

日タイ協定品目別規則 第22類 (飲料、アルコール及び食酢)

2202.90

原産資格割合が40パーセント以上であること(第2202.90号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

下記の式により製品に占める付加された価値(非原産材料以外の価格)の割合(=付加価値)を算出し判断

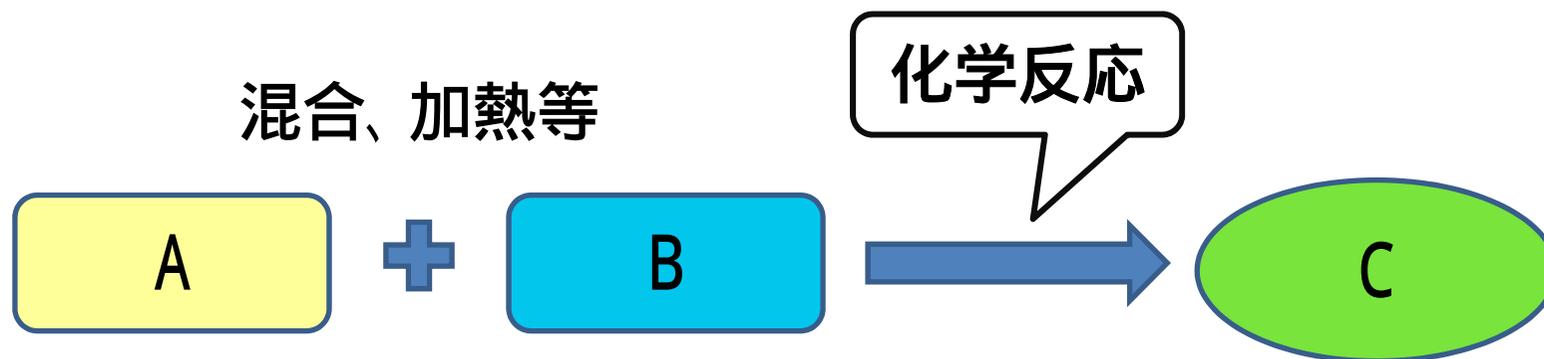


40%以上なので製品はタイ原産品と認められる。

$$\frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100 = \frac{200 - 50}{200} \times 100 = 75\%$$

加工工程基準

- 非原産材料にある特定の加工・作業が行われた場合、大きな変化があったと考える。
- その国で特定の加工・作業の有無で原産品か否かを判断する。



加工工程基準

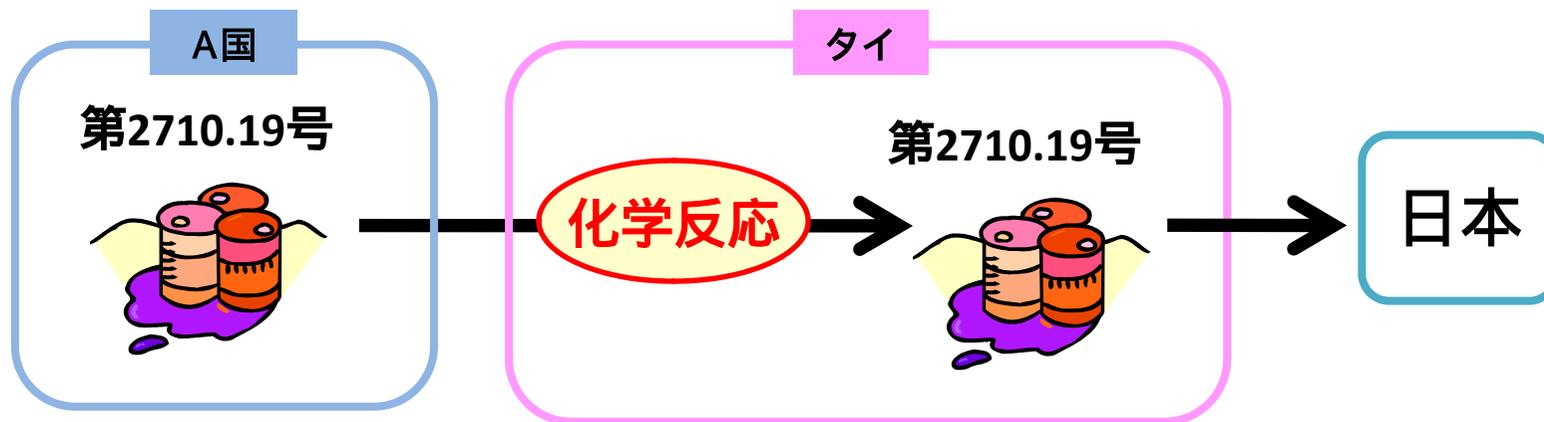
日タイ協定品目別規則 第27類 (鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう)

2710.11 - 2710.19

第2710.11号若しくは第2710.19号の産品への他の項の材料からの変更又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国に於いて**化学反応の工程を経ること**(第2710.11号又は第2710.19号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

注釈 この類の適用上、「化学反応」とは、一の工程(生化学的工工程を含む。)であって、分子内の結合を裁断し、かつ、新たな原子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

- (a) 水その他の溶媒への溶解
- (b) 溶媒(溶媒水を含む。)の除去
- (c) 結晶水の追加又は除去



同格ルール

日タイ協定 品目別規則 第39類(プラスチック及びその製品)

39.16 - 39.26

これらの3つの基準の間に優先関係はない。三者は同格(いずれかひとつを満たしていればよい。)

第39.16項から第39.26項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更。

原産資格割合が40パーセント以上であること(第39.16項から第39.26項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第39.16項から第39.26項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイ協定品目別規則 第64類(履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品)

64.01-64.05

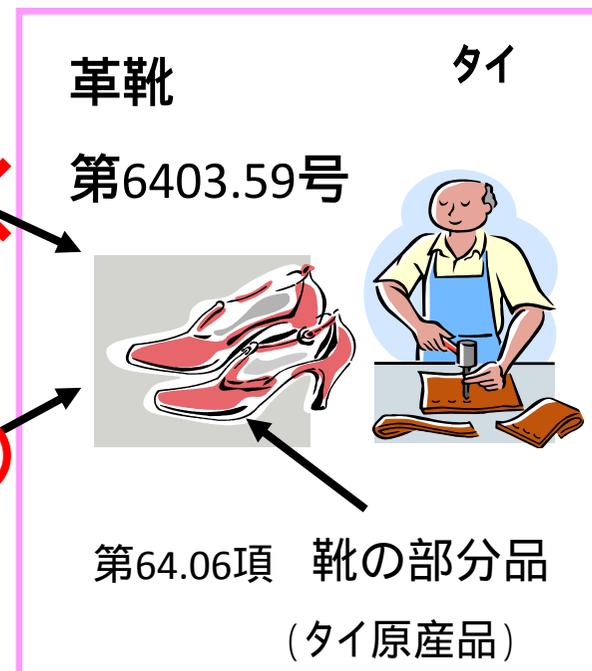
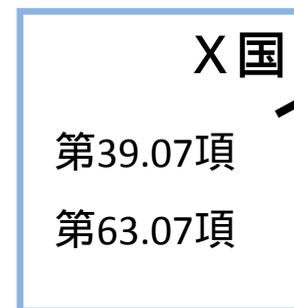
第64.01項から第64.05項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更(第64.06号の材料からの変更を除く。)

非原産材料の靴底(第64.06項)が品目別規則を満たしていないことから、製品はタイの原産品とは認められない。

しかし…

靴底が日本の原産品の場合、累積の考え方を適用して、製品はタイの原産品と認めることが可能となる。

タイ原産品の資格を獲得し易いという大きなメリットがある。



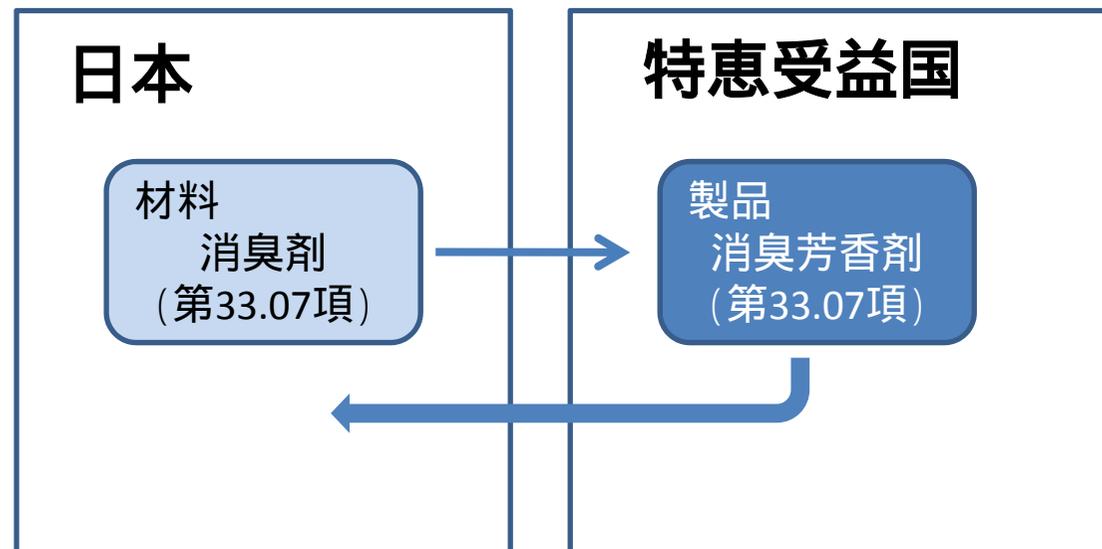
原産地証明書に「ACU」の記載が必要

GSPにおける自国関与基準

- 日本から輸出された材料について、特惠受益国等の原産品とみなすことができる。
- 輸入申告時に原産地証明書 (Form A) とともに ANNEX (原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書) の提出が必要。

第33.07項の品目別規則：
項の変更

上記規則を満たしておらず、自国関与の手続きをしていない(ANNEXがない)場合、特惠税率の適用は認められない。



僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

日タイ協定品目別規則 第21類 (各種の調製食料品)

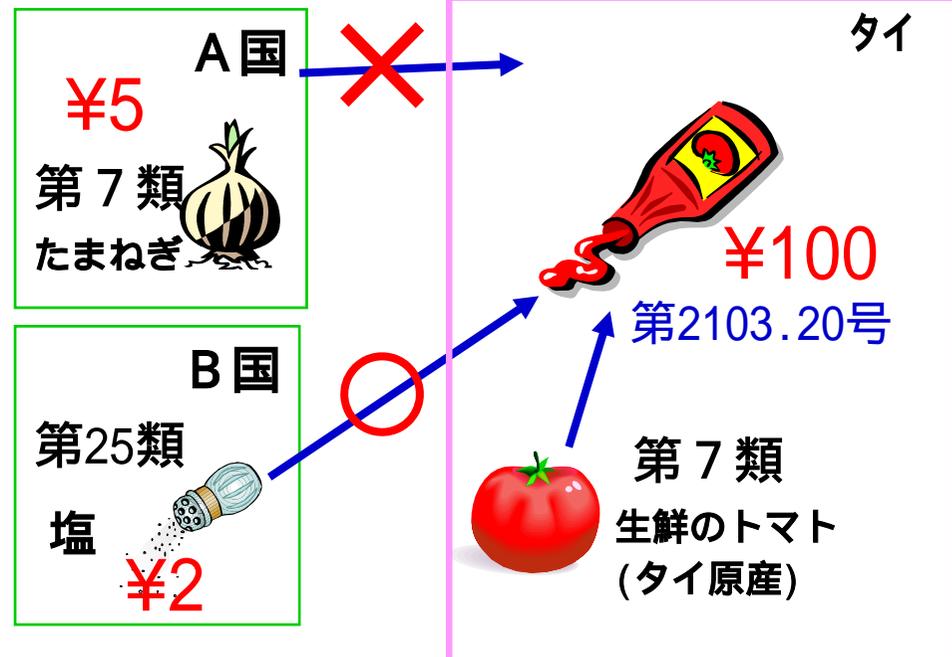
2103.20

第2103.20号の産品への他の類の材料からの変更(第7類又は第20類の材料からの変更を除く。)

非原産材料の玉ねぎ(第7類)が品目別規則を満たしていないことから、製品はタイの原産品と認められない。

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額の5% タイ協定の場合、7%以下なら僅少の非原産材料の規定が適用可能

製品はタイの原産品と認めることが可能となる。



原産地証明書に「DMI」の記載が必要

参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	第25類	第26類～ 第27類	
日シンガポール協定	×										製品のFOB価格の7%以下		×					
日メキシコ協定	製品の取引価格の10%以下(1)	×	製品の取引価格の10%以下(1)			×	製品の取引価格の10%以下(1)											
日インドネシア協定・日フィリピン協定・日マレーシア協定	×																	
日チリ協定	×								2008.92: 製品のFOB価格の10%以下 製品のFOB価格の7%以下		×							
日タイ協定	×								製品のFOB価格の7%以下									×
日アセアン協定	×					製品のFOB価格の10%以下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価格の10%以下 その他: ×	製品のFOB価格の10%以下		2103.90: 製品のFOB価格の7%以下 その他: ×	製品のFOB価格の10%以下		×				
日スイス協定	製品の工場渡し価格の7%以下															製品の工場渡し価格の10%以下(3)		
日ベトナム協定	×	0901.21, 0901.22: 製品のFOB価格の10%以下 その他: ×		×	製品のFOB価格の10%以下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価格の10%以下 その他: ×	製品のFOB価格の10%以下		2103.90: 製品のFOB価格の7%以下 その他: ×	製品のFOB価格の10%以下		×					
日インド協定	×					1604.20, 1605.20, 1605.90: ×		製品のFOB価格の7%以下			2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: ×		2207.10, 2207.20: ×		2501.00: 製品のFOB価格の7%以下 その他: ×		×	
日ペルー協定	製品の取引価格の10%以下(1)	×	製品の取引価格の10%以下(1)			×	製品の取引価格の10%以下(1)											製品のFOB価格の10%以下

1: 製品の生産に使用する非原産材料が、原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。
 2: 製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。
 3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価格の20%以下の場合と規定されている。

参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第28類	第29類	第30類～ 第34類	第35類	第36類～ 第37類	第38類	第39類～ 第45類	第46類	第47類～ 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類～ 第63類	第64類～ 第97類
日シンガ ポール 協定	製品のFOB価格の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価 格の10%以下	
日メキシコ 協定	製品の取引価格の10%以下									関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の 総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(2)				製品の取引価 格の10%以下	
日インド 日マレー 日フィリ 日リビ 日ネー 日シン 日アセ 日アン 日ピア 日シン 日アセ 日アン 日ピア 日シン 日アセ 日アン 日ピア	製品のFOB価格の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB 価格の10% 以下	
日チリ 協定	製品のFOB価格の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価 格の10%以下	
日タイ 協定	製品のFOB価格の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価 格の10%以下	
日アセア ン協定	製品のFOB価格の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価 格の10%以下	
日スイス 協定	製品の工場渡し価格の10%以下(3)									製品の重量の7%以下				製品の工場渡 し価格の10% 以下	
日ベトナム 協定	製品のFOB価格の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価 格の10%以下	
日インド 協定	製品の FOB 価格の 10% 以下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00: 製品のFOB 価格の7%以 下 2905.44: × その他: 産 品のFOB価 格の10%以下	製品の FOB 価格の 10% 以下	3505.10, 3505.20: 製品のFOB 価格の7% 以下 3502.11, 3502.19: × その他: 産 品のFOB価 格の10%以下	製品の FOB 価格の 10% 以下	3809.10, 3824.60: 製品の FOB価格 の7%以下 その他: 産品の FOB価格 の10%以 下	製品の FOB 価格の 10% 以下	4601.29, 4601.94, 4602.19: × その他: 産品の FOB価格 の10%以 下	製品の FOB 価格の 10% 以下	5001.00, 5003.00: ×	51.02, 51.03: ×	52.01～ 52.03: ×	53.01, 53.02: ×	製品の 重量の 7%以下	製品の FOB価格の 10%以下
日ペルー 協定	製品のFOB価格の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価 格の10%以下	

- 1: 製品の生産に使用する非原産材料が、原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。
- 2: 産品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該産品が原産品と認められない場合に限り適用される。
- 3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、産品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価格の20%以下の場合と規定されている。

原産資格を与えることとならない作業

- 原産資格を与えることとならない作業とは？
 - 特定の作業が行われることのみをもって品目別規則に定める関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとはしないという規定
- 日タイ協定第31条
 - (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)等
 - (b) 改装及び仕分
 - (c) 組み立てられたものを分解する作業
 - (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
 - (e) 一の産品として分類される部品及び構成品の収集
 - (f) 物品を単にセットにする作業
 - (g) (a) から (f) までの作業の組合せ

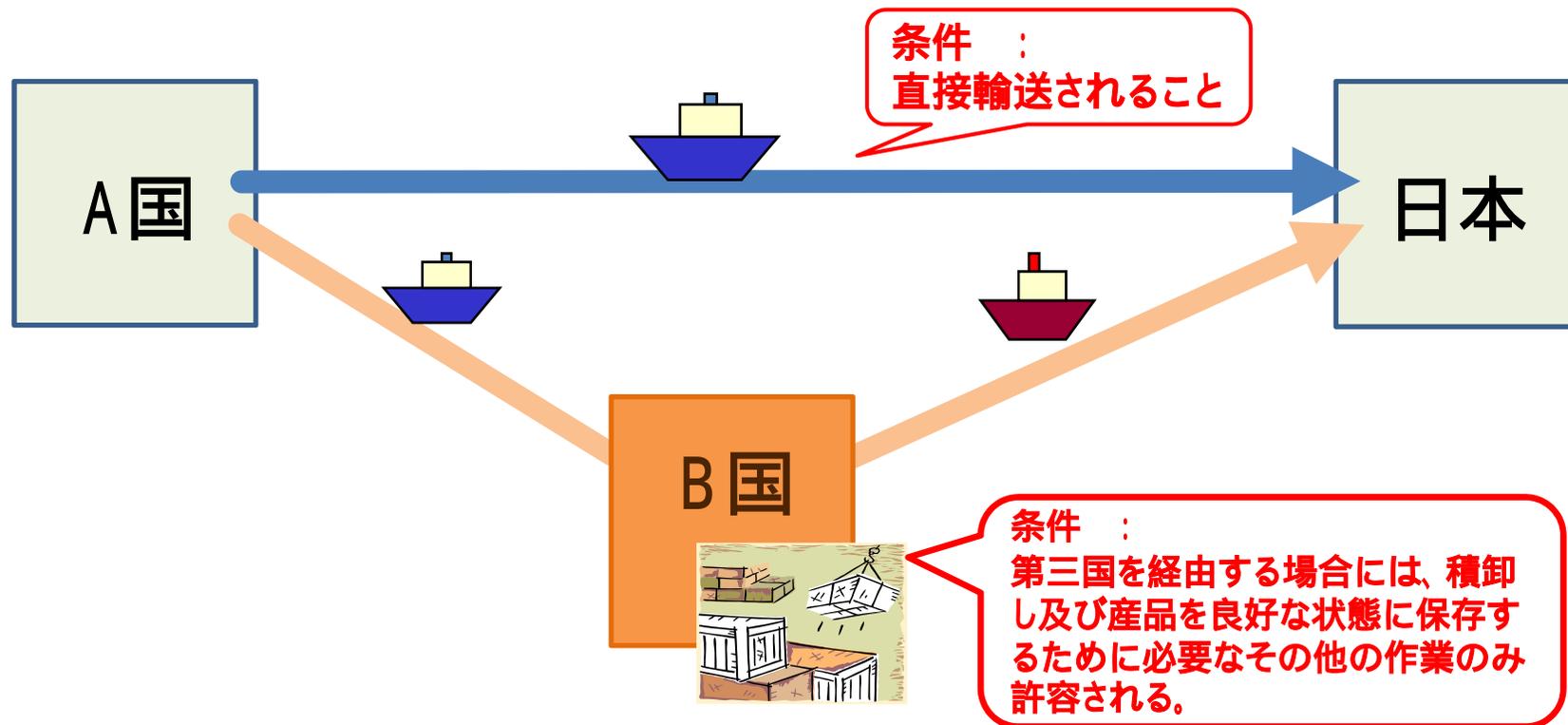


3. 積送基準

積送基準とは

貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準

以下のいずれかの条件を満たす場合、産品は原産品としての資格を保持する



4. 手続的規定

手続的規定とは

原産地基準及び積送基準を満たしていることを
税関に証明すること



原産地基準を満たしていることの証明

原産地証明書

原産地申告

第三国を経由する場合、積送基準を満たしていることの証明

通し船荷証券の写し

積替国の税関、官公署が発給した証明書

税関長が適当と認めるもの

4 . 手続的規定

提出時期

原産地証明書 : **輸入申告時** (関税法施行令第61条第4項)

・ただし、次の場合には原則として2か月以内の適当な期間、
原産地証明書の提出猶予の取扱いが可能

- 災害その他やむを得ない理由がある場合
- 許可前引取 (B P) を行なう場合 (関税法基本通達68-5-15, 16)

・特例申告に係る貨物は、原産地証明書の提出は不要

- 保存義務のみ
- 取得期限は特例申告時まで

(提出免除 : 関税法基本通達67-3-4、保存義務 : 関税法施行令第4条の12)

運送要件証明書 : **輸入申告時** (関税法施行令第61条第8項)

4. 手続的規定

書類提出の免除

原産地証明書

- ・課税価格の総額が20万円以下の貨物
(関税法施行令第61条第1項第2号イ)
- ・輸入国が提出を免除する貨物
(EPA特恵に関しては具体的な製品の指定はない。)

運送要件証明書

- ・課税価格の総額が20万円以下の貨物
(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

原産地証明書の有効期限

発給から1年間

参考

原産地証明書
(日タイ協定の場合)

ORIGINAL

<p>1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)</p> <p>ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND 2</p>		<p>Reference No. 0000-00</p> <p>AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate)</p> <p>FORM JTEPA 1</p> <p>ISSUED IN THAILAND (country)</p>			
<p>2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)</p> <p>ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN</p>		<p>3. Means of transport and route (as far as known)</p> <p>FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU</p> <p>For official use "ISSUED RETROACTIVELY. date of shipment is 12/1/2011" 1</p>			
<p>5. Item number</p> <p>1.</p>	<p>6. Marks and numbers of packages</p> <p>NO MARK</p>	<p>7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)</p> <p>1,000CTNS TOMATO KETCHUP HS CODE:2103.20 2</p> <p>"DMI" 3</p>	<p>8. Origin criteria (see Notes Overleaf)</p> <p>"PS" 3</p>	<p>9. Gross weight or other quantity</p> <p>20,000 kg 2</p>	<p>10. Number and date of invoice</p> <p>ZP001 January 19,2011</p>
<p>11. Declaration by the exporter</p> <p>The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct, that all the goods were produced in THAILAND</p> <p>and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership, for goods exported to JAPAN</p> <p>CHIANGMAI January 19,2011</p> <p>輸出者署名</p>			<p>12. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct</p> <p>登録印影 1</p> <p>CHIANGMAI 登録署名 January 19, 2011</p>		

No. 000000

- 1** 適正に発給されたことの確認
- 2** 貨物の同一性の確認
- 3** 原産地基準の確認

貨物の同一性の確認
記載税番」と適用税番」は同一か



ORIGINAL

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA Issued in THAILAND (country)	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		4. For official use	
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 19, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU			
5. Item number 1.	6. Marks and numbers of packages NO MARK	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) 50Bags ACETYLATED STARCH HS CODE:3505.10	8. Origin criterion (see Notes Overleaf) "PS"
		9. Gross weight or other quantity 50,000 kg	10. Number and date of invoice ZP001 January 19,2011

一番よくある
問い合わせ

「記載税番」と「適用税番」が相違する場合



関税法基本通達68 - 5 - 12(1)ロ(イ)の()、()又は()の条件に該当すれば有効な原産地証明書と認められる。

【参考】上記通達に定める条件

- () 「完全生産品」又は「原産材料のみから生産される産品」であり、かつ、締約国原産品とすることに特段の疑義が認められない場合
- () 記載税番と適用税番の品目別規則が同一のものであり、かつ、締約国原産品とすることに特段の疑義が認められない場合
- () 記載税番としたことに相当な理由があると認められ、かつ、締約国原産品と認められる場合

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名			マレーシア インドネシア ブルネイ フィリピン	メキシコ	チリ	タイ	アセアン包 括	ベトナム	インド	ペルー	(参考) 一般特 恵 (GSP)
完全生産品			A			WO			A	(a)	P
原産材料のみから生産される産品			B			PE			B	(b)	W + HS 4桁
実質的変 更基準を 満たす産 品	一般ル ールを満 たす産 品	HSコード4桁 変更	—				CTH		B	(c)	W + HS 4桁
		付加価値基準					RVC	LVC			—
	品目別 規則を満 たす産 品	関税分類変更 基準	C		PS	CTC		W + HS 4桁			
		付加価値基準				RVC	LVC				
		加工工程基準				SP					
	その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品 にかかる「適性証明書」が必要)			—	D TPL	D	—				
適用する 場合記載	累積		ACU						—	—	
	僅少の非原産材料		DMI						—		
	代替性のある産品及び 材料		FGM			—	IIM	FGM	—		

(注) 日シンガポール協定、日スイス協定の各原産地証明書には記載されない。 35

原産地証明書に不備があった場合の 基本的な 処理について

《 申告前 》

貨物の引取までに
余裕がある場合:

- ・発給機関による原産地証明書の修正
又は
- ・原産地証明書の取り直し

貨物の引取を急ぐ
場合:

- ・MFN税率適用による輸入申告
又は
- ・BPによる原産地証明書の提出猶予申請

《 申告後 》

有効と認められる場合:

- ・特惠税率を適用

有効とは認められない場合:

- ・特惠税率の適用否認

* 有効性の判断については、
原産地調査官又は通関部門
に御相談ください。

《処理に当たっての留意事項》

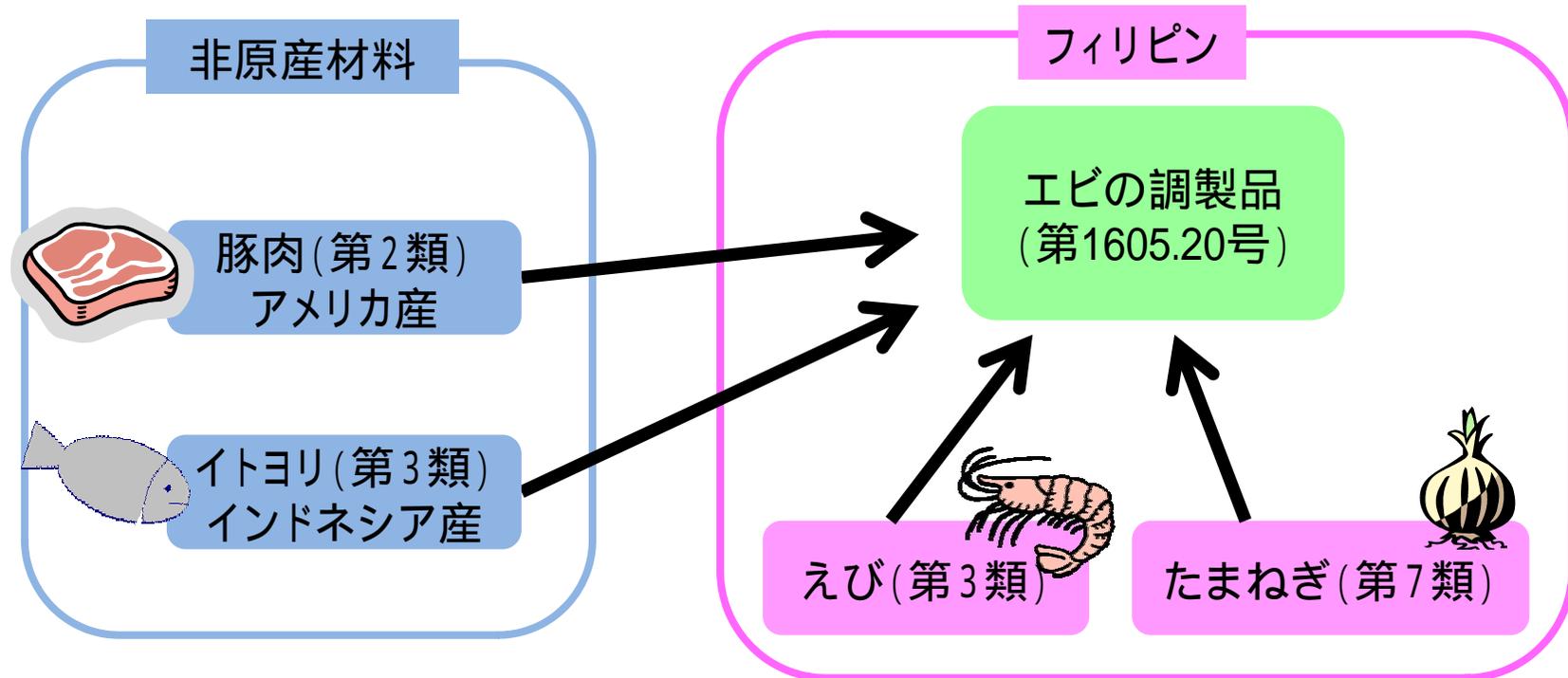
- ・申告後に特惠税率適用が否認される等、特惠税率からMFN税率に適用税率が変更されたことにより増差税額が発生した場合、原則として加算税賦課の対象となる。
- ・一旦MFN税率適用で有効に輸入許可された場合、事後に適正な原産地証明書を取得したとしても、更正は認められない。
- ・回答に時間が要する場合でも、原則として事後審査処理は行なわない。

5. ケーススタディ

- (1) 第16類 魚の調製品
- (2) 第23類 ペットフード
- (3) 第32類 ペイント用顔料
- (4) 第62類 織物製衣類
- (5) 第64類 革靴

ケース(1)-1 第16類(魚の調製品)

フィリピンでエビの調製品(第1605.20号)を生産する。
日フィリピン協定上のフィリピン原産品と認められるか？

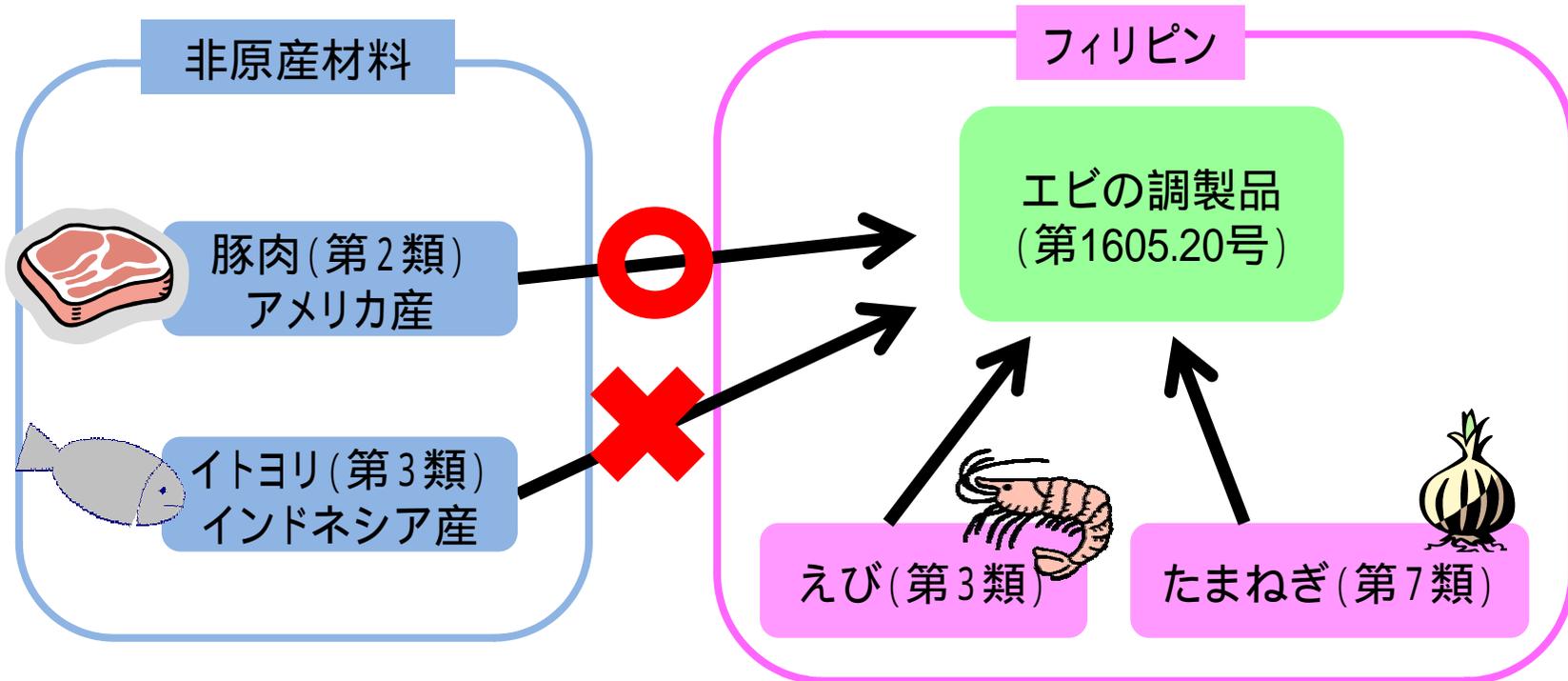


ケース(1)-1 第16類(魚の調製品)

日フィリピン協定品目別規則第16類 (肉、魚又等の調製品)

1604.15 - 1605.40

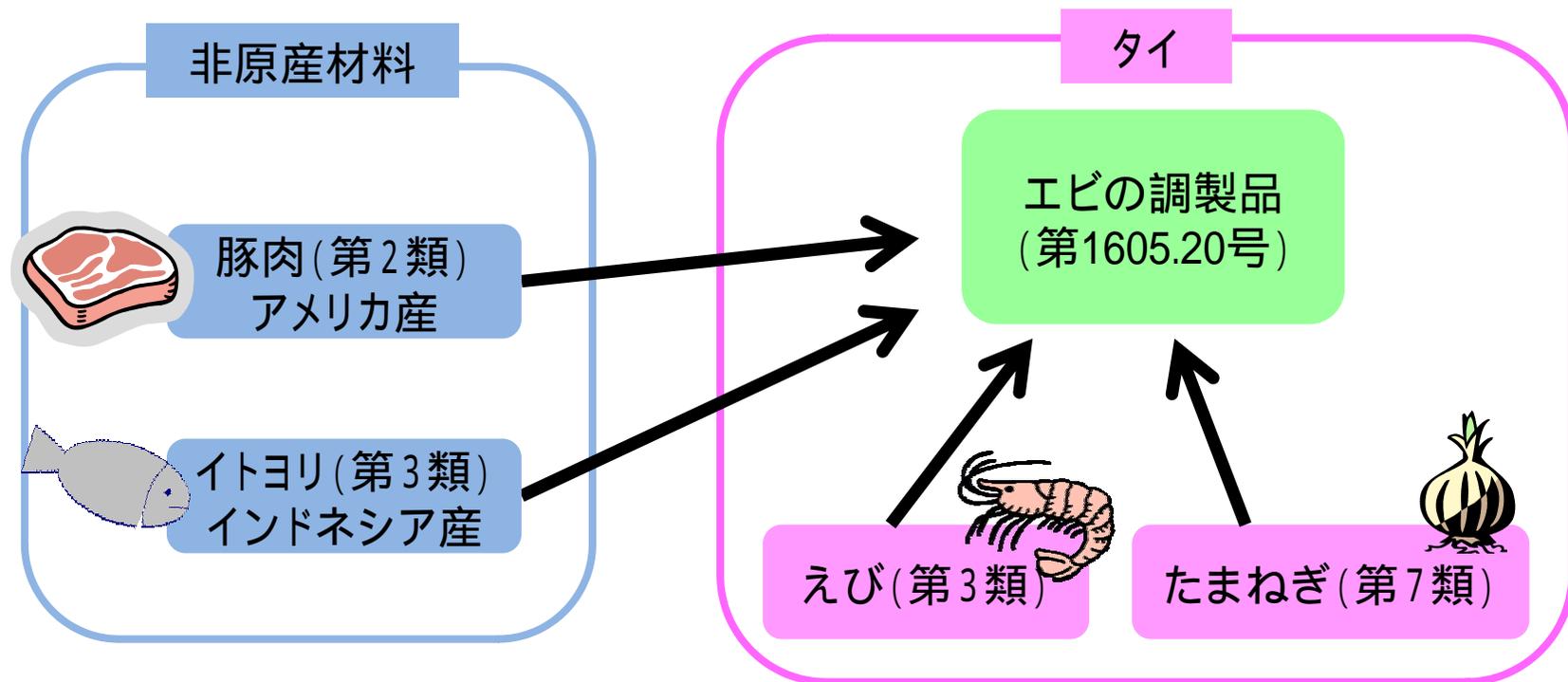
第1604.15号から第1605.40号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の材料からの変更を除く。)



第3類の非原産材料(イトヨリ)は品目別規則を満たさないため、エビの調製品はフィリピン原産品と認められない。

ケース(1)-2 第16類(魚の調製品)

タイでエビの調製品(第1605.20号)を生産する。
日タイ協定上のタイ原産品と認められるか？



ケース(1)-2 第16類(魚の調製品)

日タイ協定品目別規則第16類 (肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品)

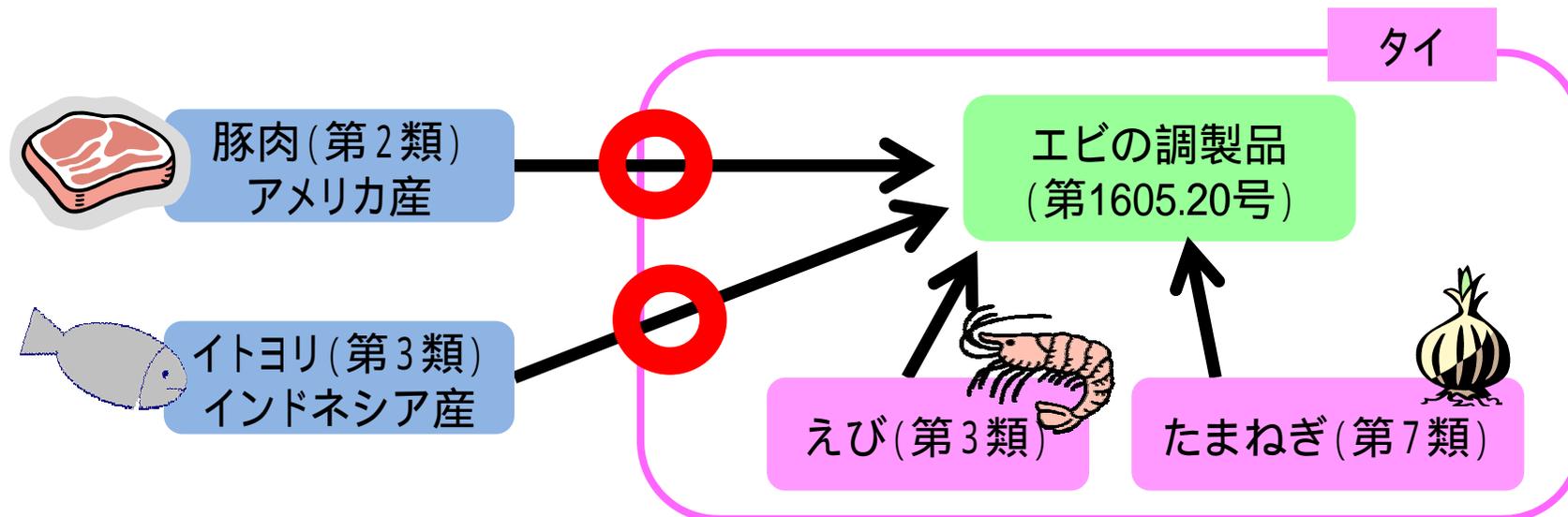
1605.20

1605.20号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)

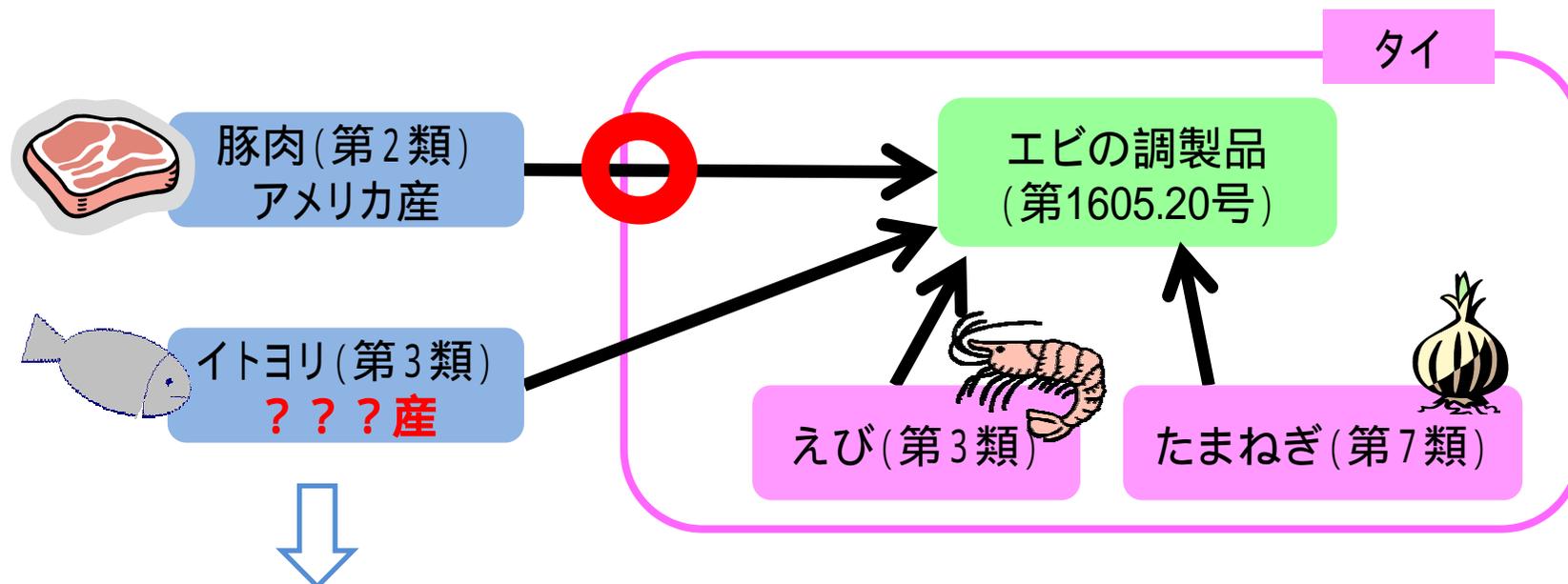
* 日シンガポール協定及び日マレーシア協定の品目別規則にも同様の規定がある。



第3類の非原産材料の使用は、アセアン加盟国産材料に限定。アセアン加盟国産の第3類の非原産材料を使用した場合、製品はタイ原産品として認められる。



ケース(1)-2 第16類(魚の調製品)



非原産材料(イトヨリ)	産品(エビの調製品)
マレーシア船舶により公海で漁ろう	タイ原産品と認められる
インドで漁ろう	タイ原産品と認められない
日本で漁ろう	イトヨリに 累積 を適用すればタイ原産品と認められる

(参考) アセアン加盟国10カ国:

ブルネイ、カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、インドネシア

魚の調製品：日タイ協定税率適用について

➤ 僅少の非原産材料の適用ができないかどうか。

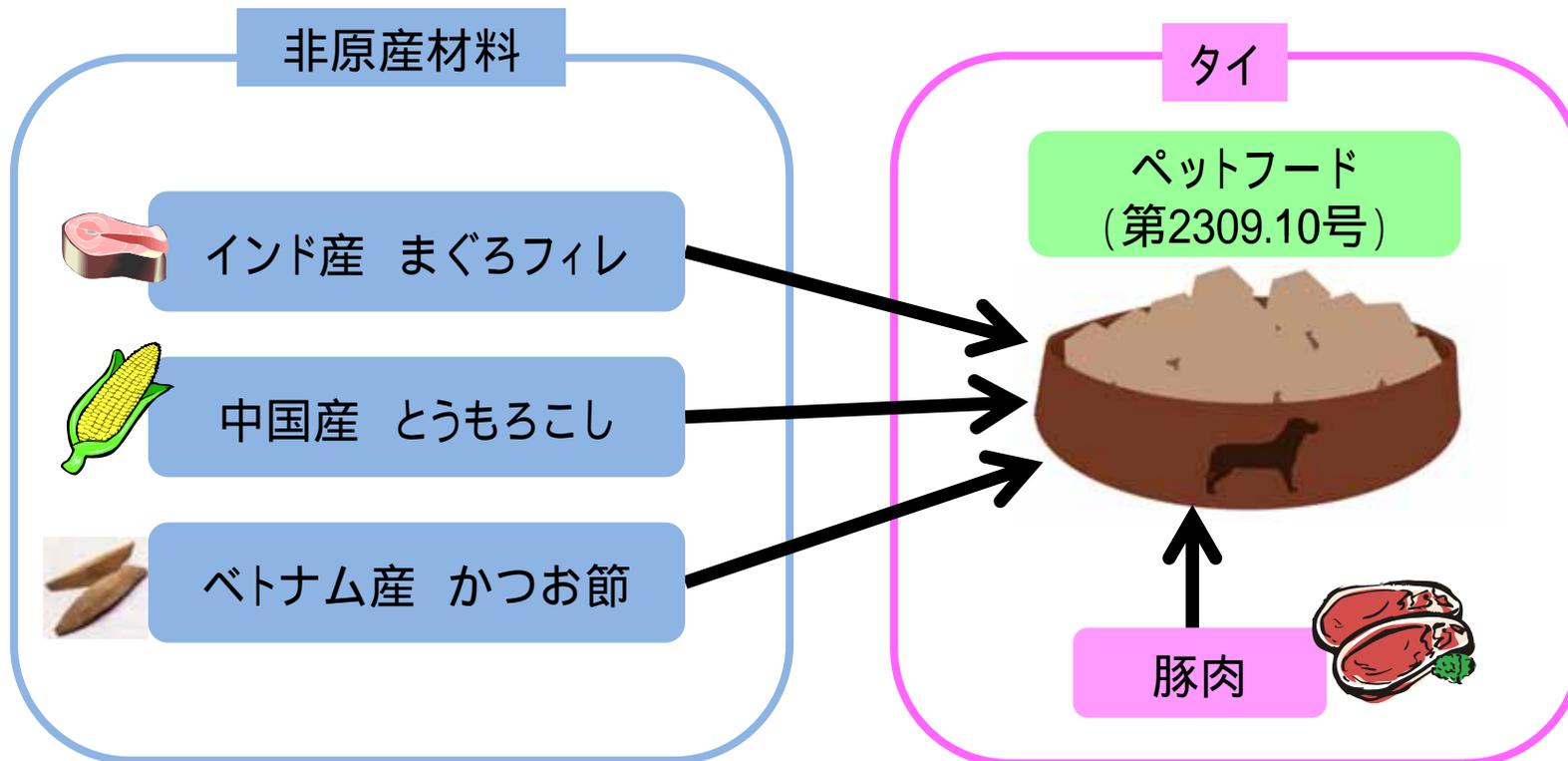
- 適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類、 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	第25類	第26類～ 第27類	
日シンガ ポールEPA	x									製品のFOB価格の7%以下		x						
日メキシコ EPA	製品の取引 価格の10% 以下(※1)	x	製品の取引価格の10%以下(※1)				x	製品の取引価格の10%以下(※1)										
日マレーシ ア・日インド ネシア・日ブ ルネイ・日 フィリピン EPA	x																	
日チリEPA	x									製品のFOB 価格の7% 以下	第2008.92 号：製品の FOB価格の 10%以下 第2008.92号 以外：製品 のFOB価格 の7%以下	製品のFOB 価格の7% 以下	x					
日タイEPA	x									製品のFOB価格の7%以下		x						

➡ 日タイ協定では、16類の産品に僅少の非原産材料の適用枠の設定はない。

ケース(2)-1 第23類(ペットフード)

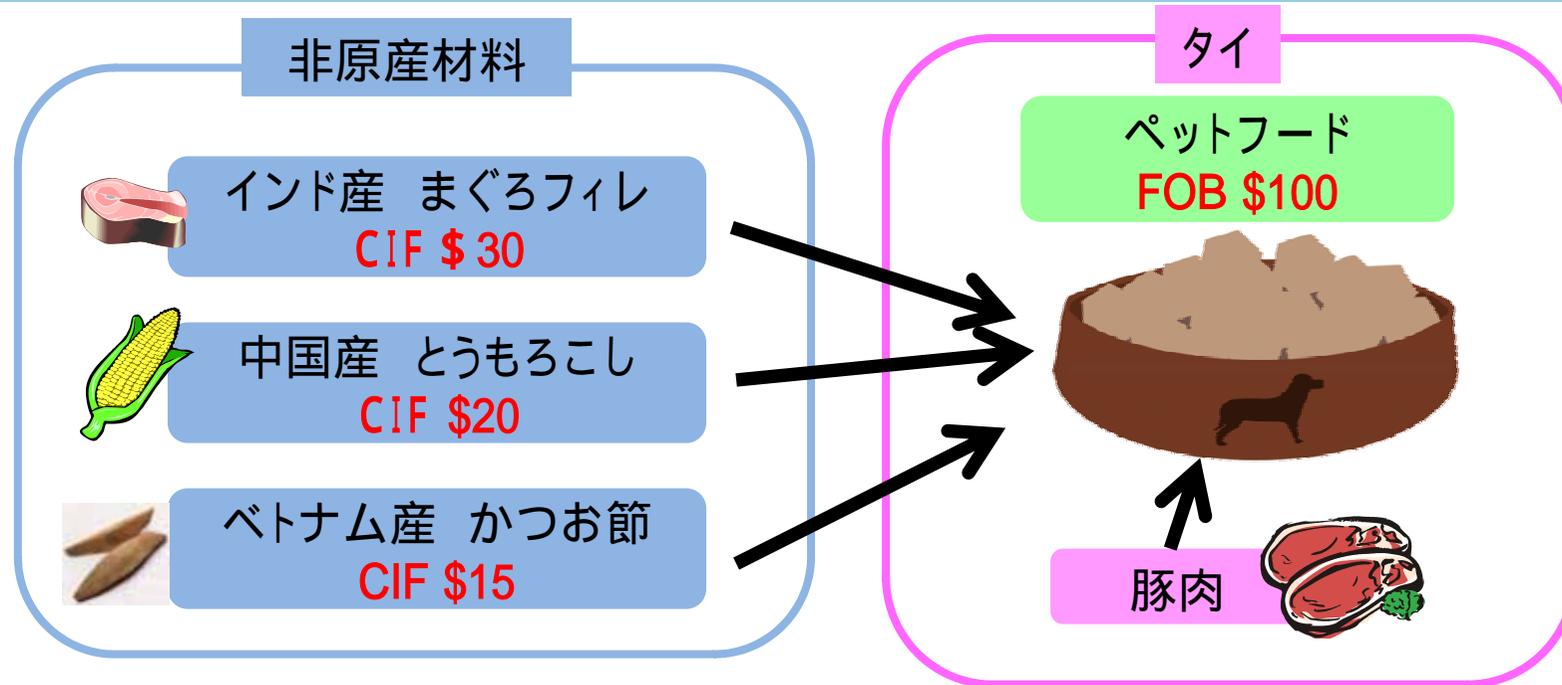
タイでペットフード(第2309.10号)を生産する。
日タイ協定上のタイ原産品と認められるか？



ケース(2)-1 第23類(ペットフード)

日タイ協定品目別規則第23類

23.09 原産資格割合が40パーセント以上であること(第23.09項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

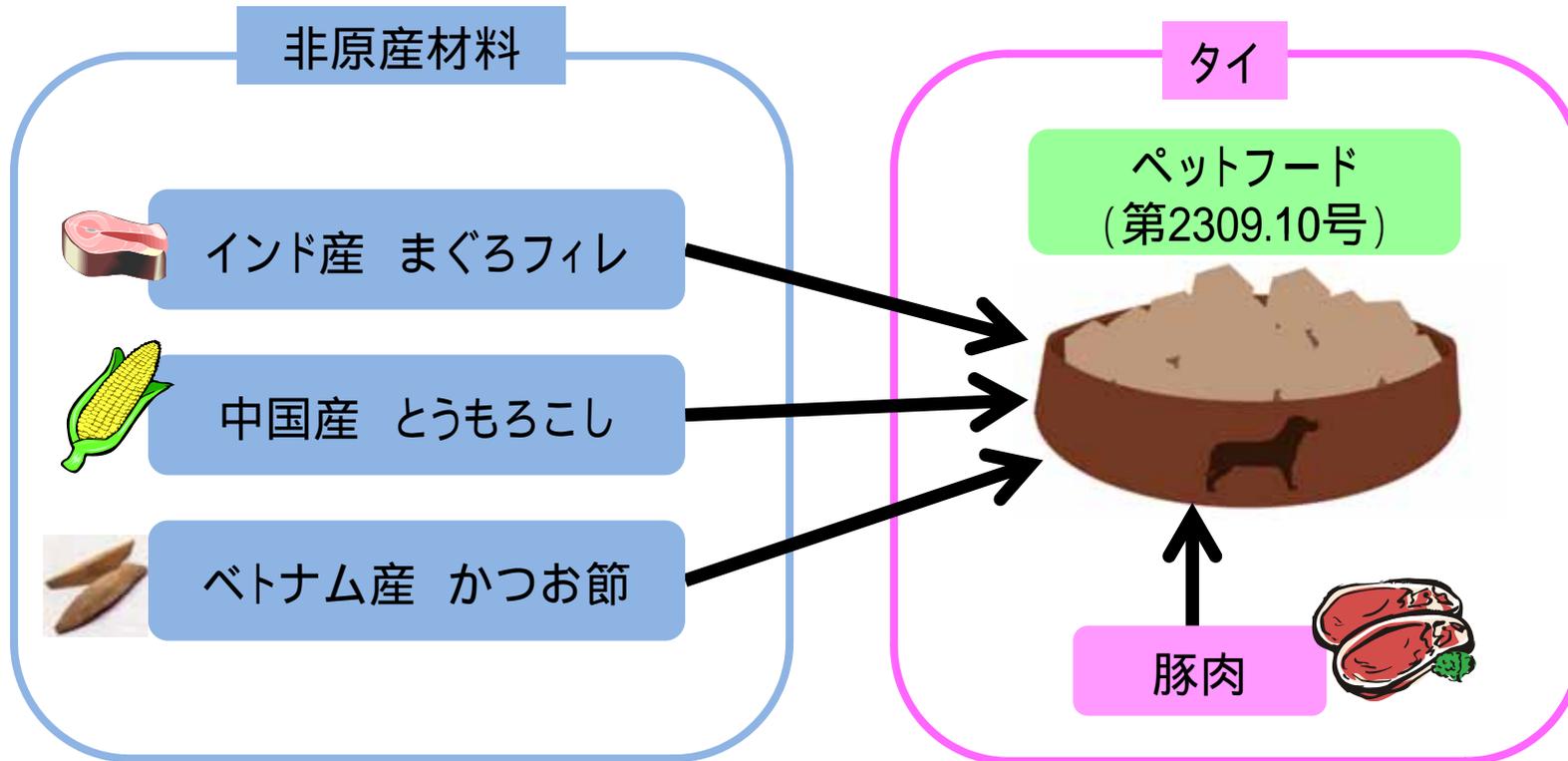


$$\frac{\text{産品の価額(FOB)} - \text{非原産材料価額(CIF)}}{\text{産品の価額(FOB)}} \times 100 = \frac{100 - (30+20+15)}{100} \times 100 = 35\%$$

ペットフードはタイ原産品と認められない

ケース(2)-2 第23類(ペットフード)

タイでペットフード(第2309.10号)を生産する。
日アセアン協定上のタイ原産品と認められるか？

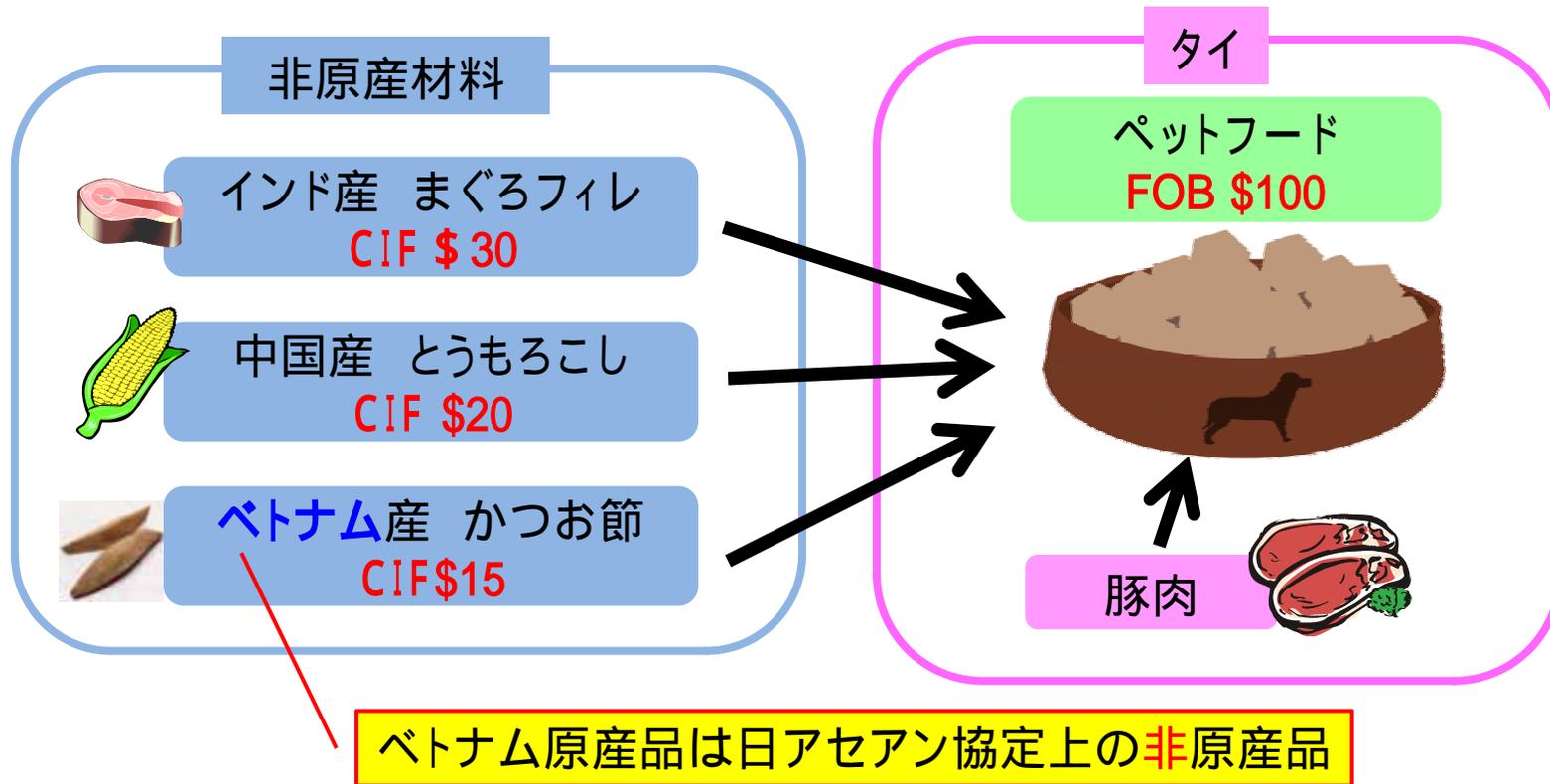


ケース(2)-2 第23類(ペットフード)

日アセアン協定品目別規則第23類

23.09 RVCが40パーセント以上であること

RVC (Regional Value Content)
域内原産割合



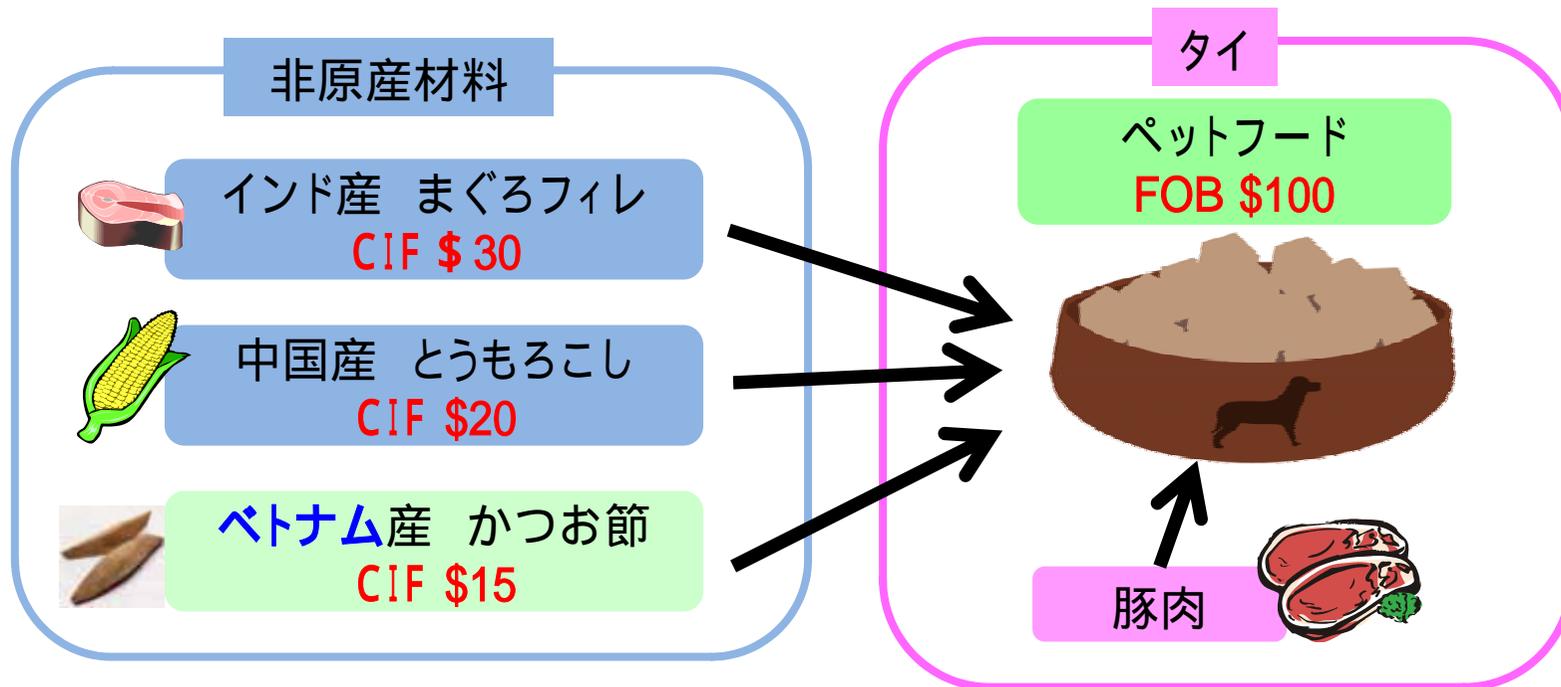
$$\frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{非原産材料価額(CIF)}}{\text{製品の価額(FOB)}} \times 100 = \frac{100 - (30+20+15)}{100} \times 100 = 35\%$$

タイ原産品と認められない

ケース(2)-2 第23類(ペットフード)

日アセアン協定品目別規則第23類

23.09 RVCが40パーセント以上であること

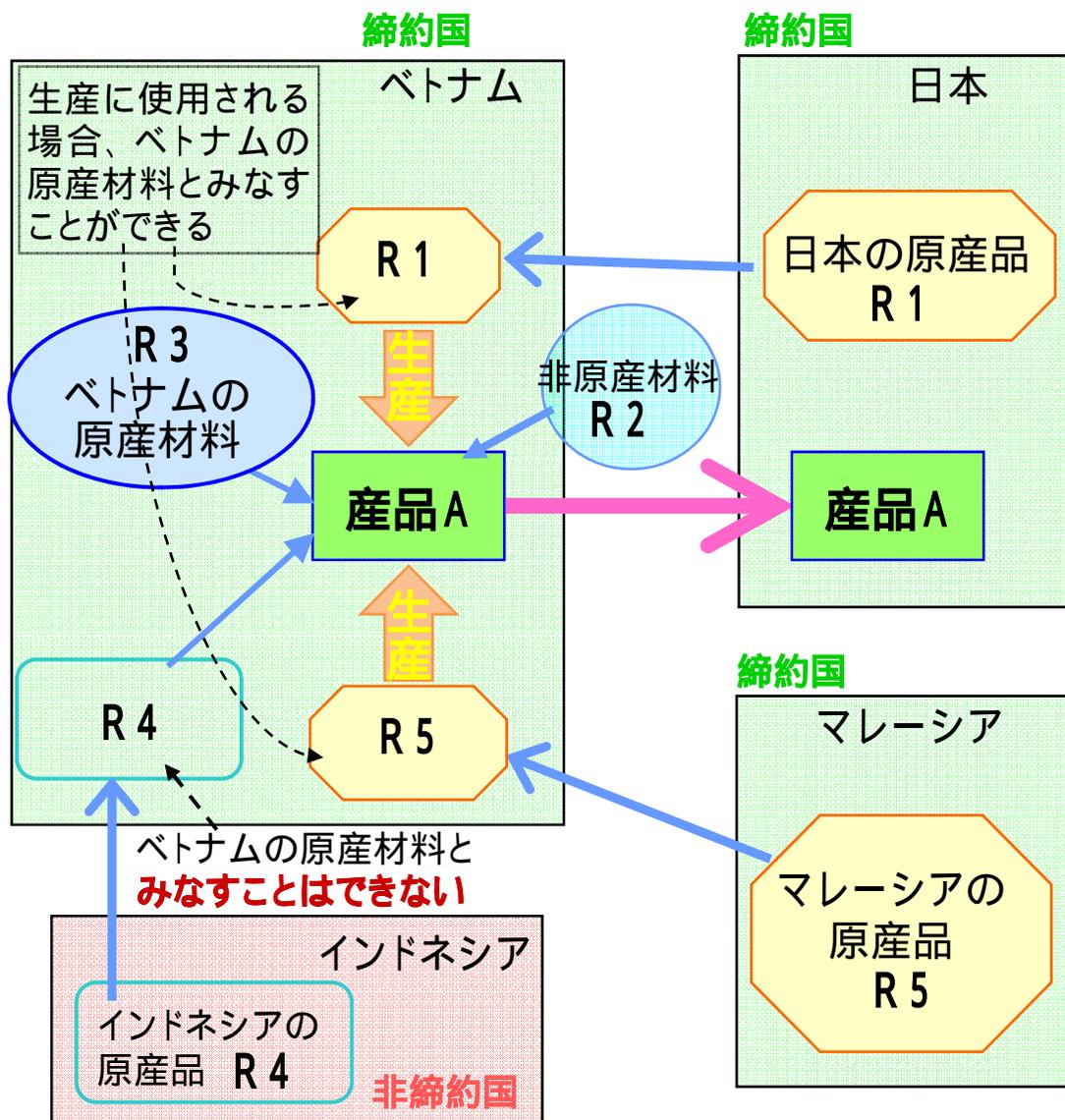


➡ かつお節に累積を適用すると...

$$\frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{非原産材料価額(CIF)}}{\text{製品の価額(FOB)}} \times 100 = \frac{100 - (30+20)}{100} \times 100 = 50\%$$

タイ原産品と認められる

参考 日アセアン協定における累積の規定の意義

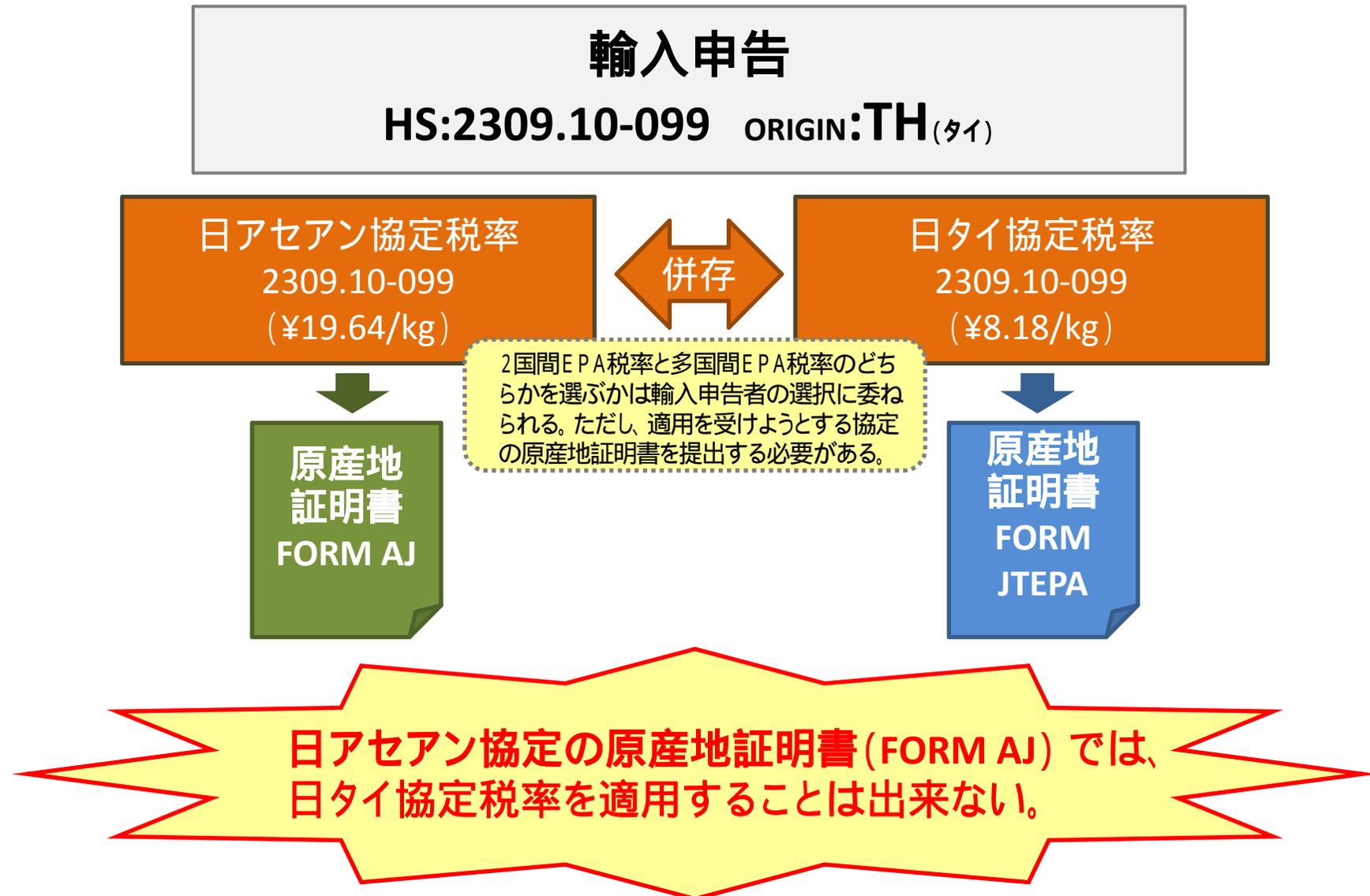


日本以外の締約国(左図では、マレーシア)に関しても、日アセアン協定の特恵原産地規則上のマレーシア原産品と認められ、生産に使用されれば、累積の規定の適用により、**ベトナム原産材料とみなすことが可能。**

従来の二国間EPAに比べ、(概念的には)**原産資格を獲得し易くなっている。**

ただし、アセアン加盟国であっても、日アセアン協定の効力が生じていない国(**非締約国**)に関しては、**同協定の規定(累積)は適用されない。**

日アセアン協定税率と日タイ協定税率が併存している場合



日アセアン協定税率に係る留意点

日アセアン協定税率と日本の東南アジア諸国との間の既存の**二国間EPA税率(SG、MY、TH、BN、VN、PH)**とは併存する。

(注)一般特惠税率に関しては、日アセアン協定税率及び二国間EPA税率よりも低い場合、EPA税率と併存。

例えば、タイから貨物を輸入する場合、以下の2種類(GSP税率が最も低い税率の場合は3種類)の特惠税率が存在する。

日アセアン協定

日タイ協定

GSP税率 < EPA税率の品目
一般特惠

GSP税率 EPA税率の場合、GSP税率は適用不可。
(関税暫定措置法施行令第25条)

いずれの特惠税率を適用するかは、輸出者(又は輸入者)の選択に委ねられることとなる。
ただし、各原産地規則の間には微妙な差異があり、**適用しようとする協定の原産地規則を満たしていること、適用しようとする特惠制度の原産地証明書の取得**が必要。

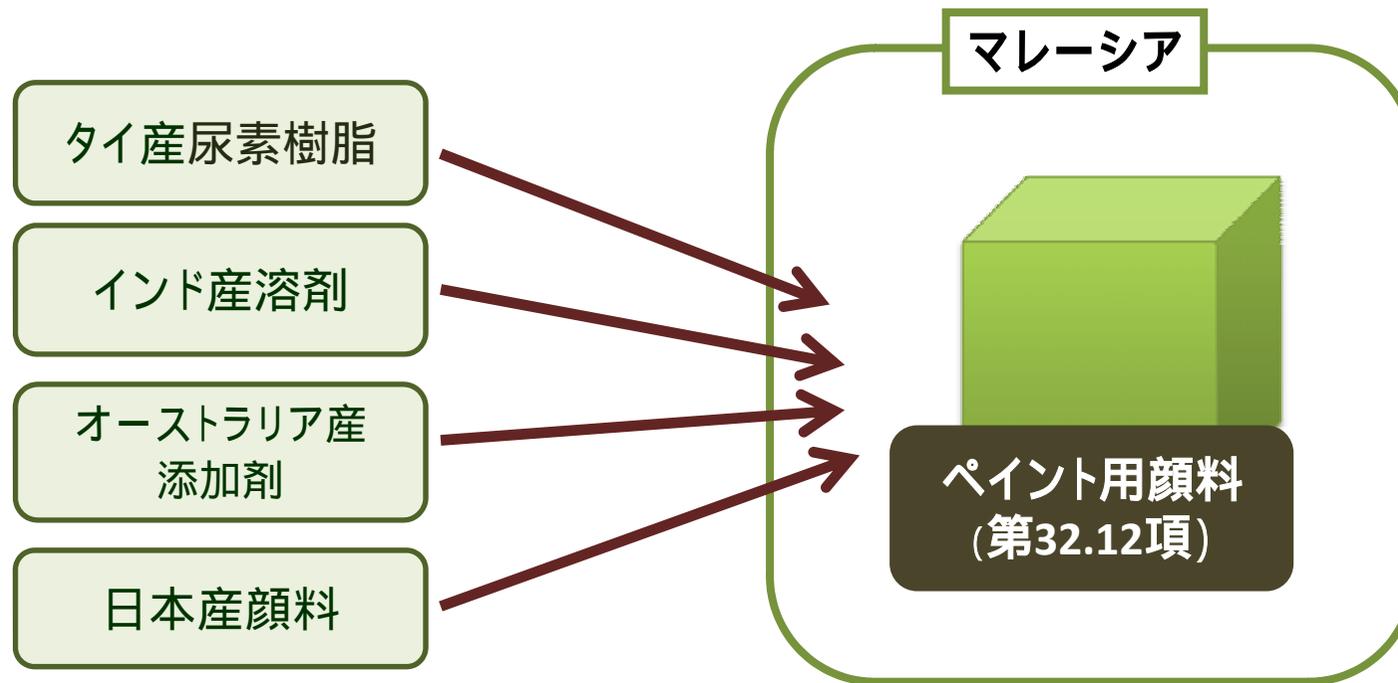
カンボジア、ラオス及びミャンマー(LDC対象国)に関しては、**日アセアン協定と一般特惠関税制度と併存**する。

日アセアン協定

一般特惠

ケース(3) 第32類(ペイント用顔料)

マレーシアでペイント用顔料(第32.12項)を製造する。
日アセアン協定上のマレーシア原産品と認められるか？



ケース(3) 第32類(ペイント用顔料)

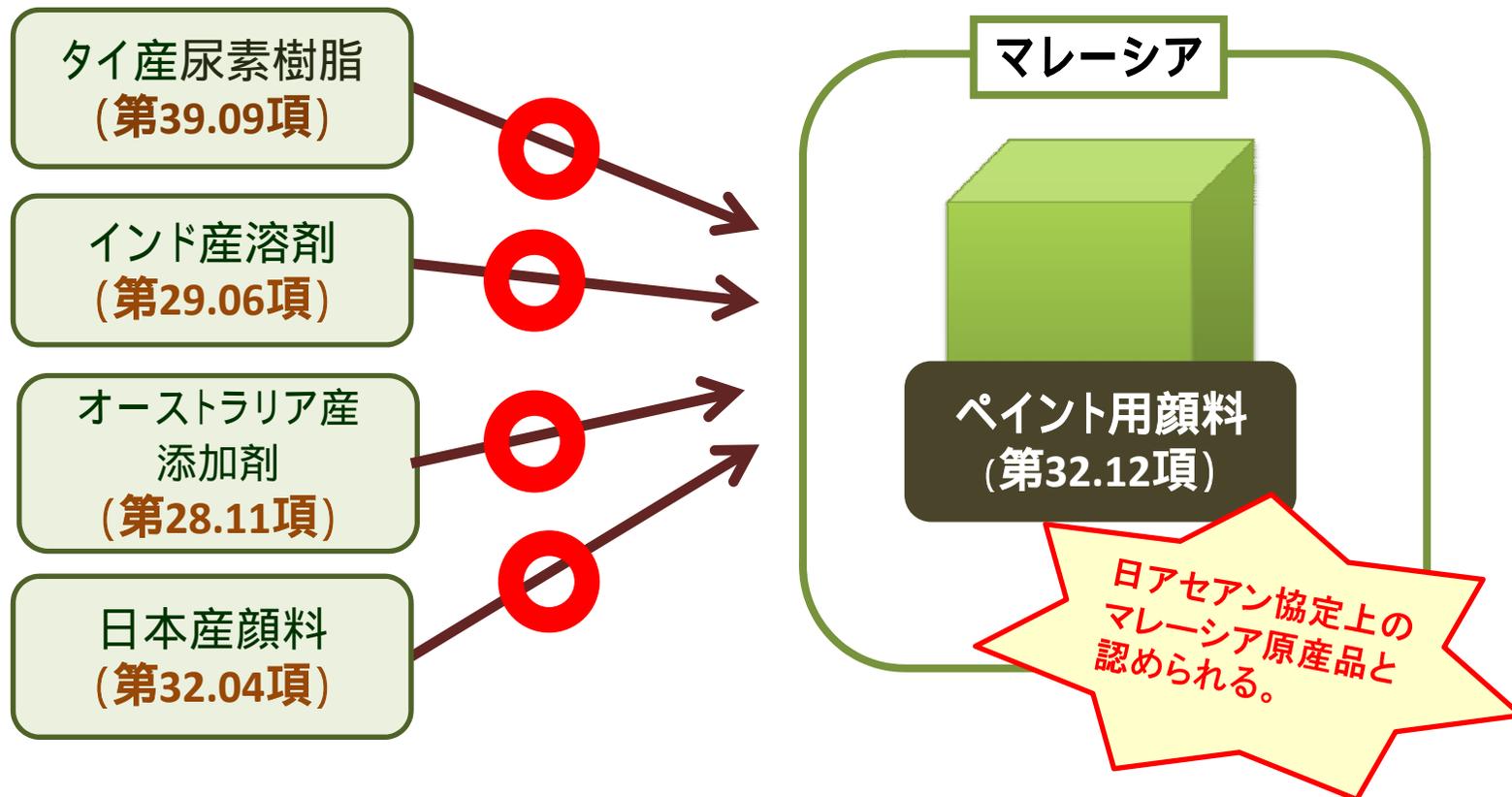
日アセアン協定付属書2に第32類の品目別規則の規定はない。

日アセアン協定第26条1

第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる商品は、締約国の原産品とする。

(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該商品の域内原産割合が40%以上の商品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b) 当該商品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた商品



ケース(3) 第32類(ペイント用顔料)

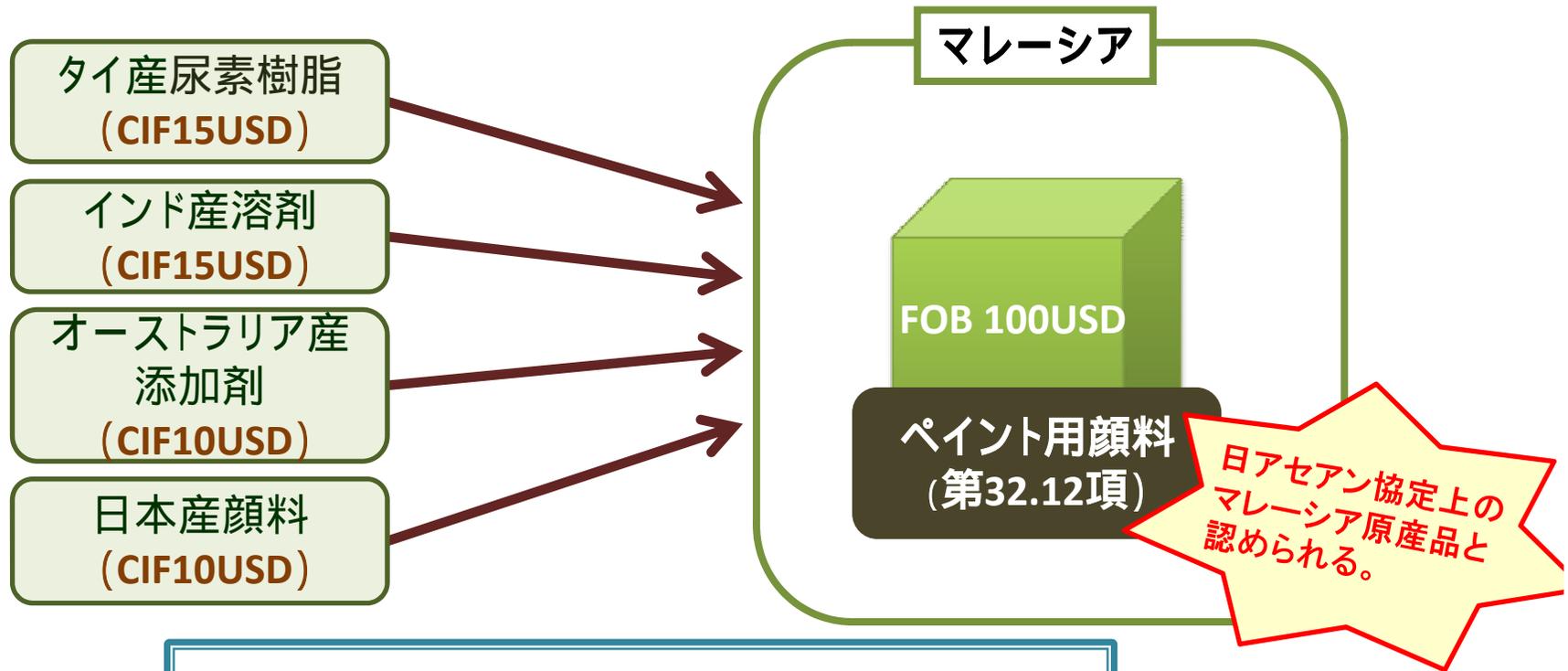
一般ルールは、(a) 又は (b)を満たしていればよい。

日アセアン協定第26条1

第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a) 次条に定める計算式を用いて算定する**当該産品の域内原産割合が40%以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの**

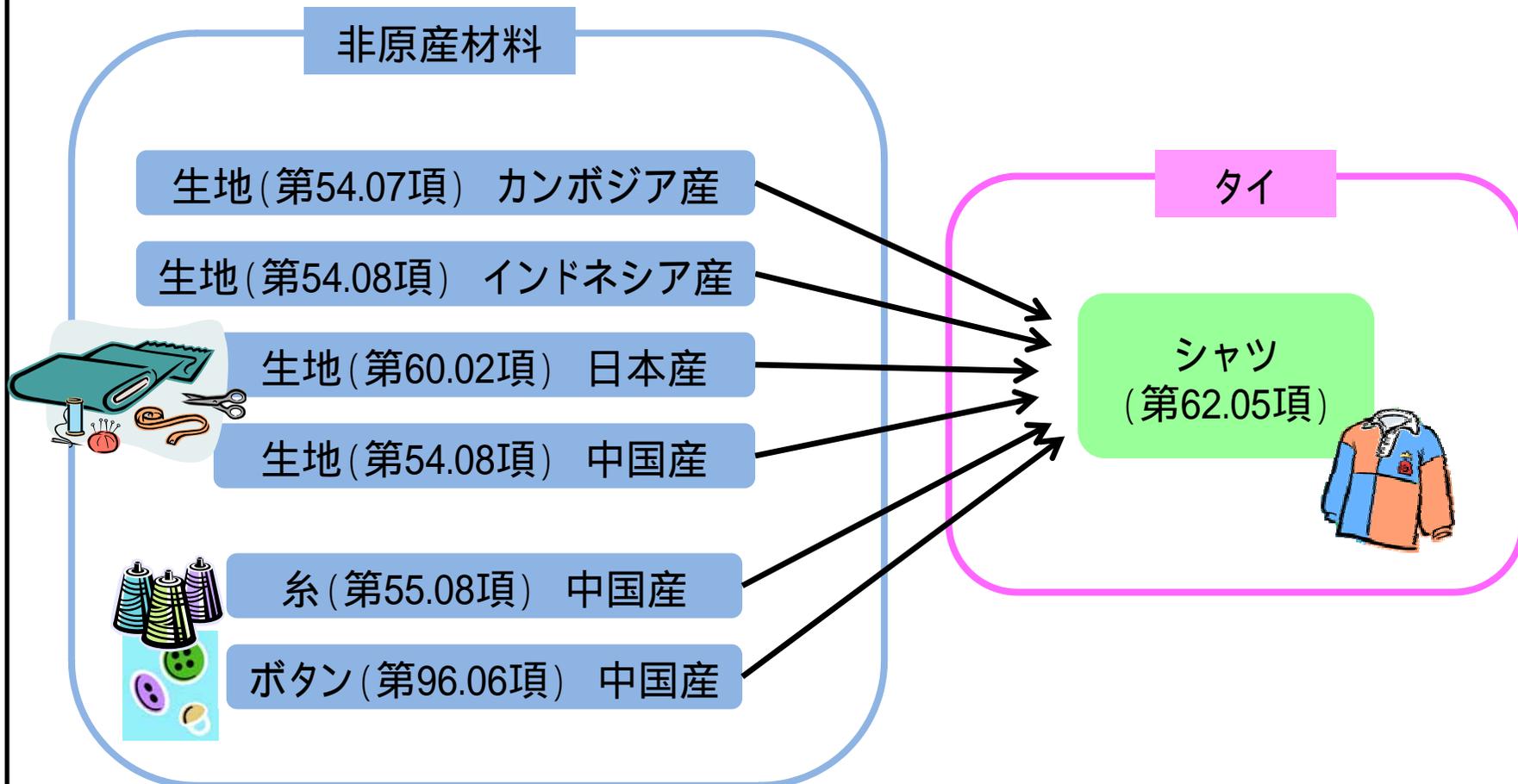
(b) 当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた産品



$$\text{域内原産割合} = \frac{\text{産品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{産品の価額}}$$

ケース(4) 第62類(織物製衣類)

以下の材料からシャツ(第62.05項)を生産する。
日タイ協定上のタイ原産品と認められるか?



ケース(4) 第62類(織物製衣類)

日タイ協定品目別規則第62類 (衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。))

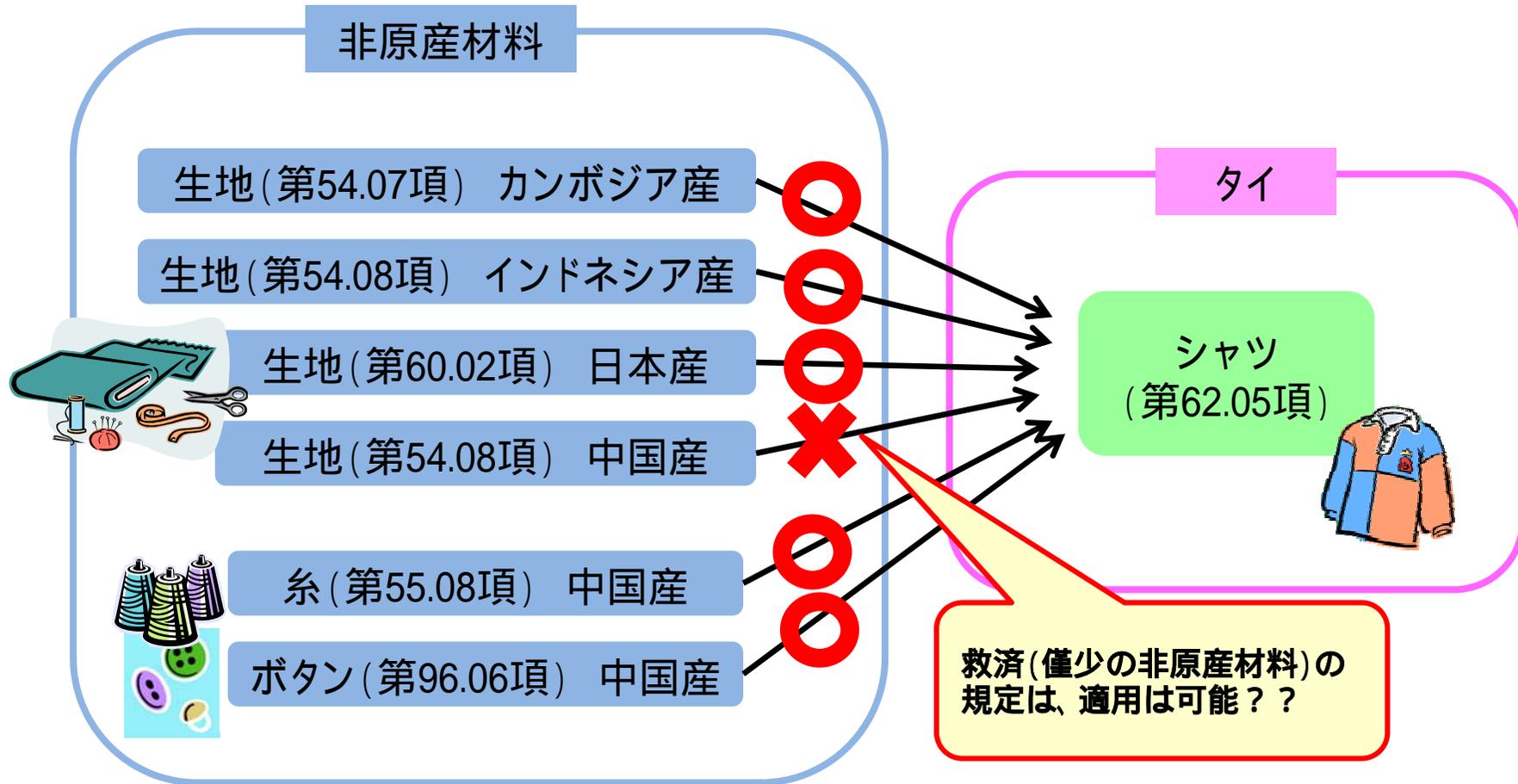
62.01-62.11 第62.01項から第62.11項までの各々の産品への他の類の材料からの変更(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各々、第52.08項から第52.12項までの各々、第53.09項から第53.11項までの各々、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各々又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。)

HS参考

第50類から第55類、第60類の生地

製織国に制限のある非原産材料	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類	第55類	第60類
	絹	羊・獣	綿	その他植物性	人造繊維		メリヤス編物及びクロセ編物
税番	50.07	51.11 51.12 51.13	52.08 52.09 52.10 52.11 52.12	53.09 53.10 53.11	54.07 54.08	55.12 55.13 55.14 55.15 55.16	60類全て

ケース(4) 第62類(織物製衣類)



品目別規則を満たさない非原産材料があるのでシャツはタイ協定上のタイ原産品と認められない。

「関税分類を決定する構成部分」の規定

第61類から第63類
の品目別規則に規定

一般特惠、日スイス協定、日インド協定にはない。

「50～63類に該当しない材料については、繊維を含むか否かを問わず考慮しない」旨の規定有

当該産品について適用される規則は、これらの産品の**関税分類を決定する構成部分**についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

品目別規則を満たさない非原産材料を使用しても、当該材料が、**関税分類を決定する構成部分に該当しなければ、当該材料については品目別規則を考慮する必要はない。**

* 事前教示において「関税分類を決定する構成部分に該当しない」とされた例:

芯地、ポケットの袋地

繊維製品の品目別規則の比較表

協定	一般特惠 (GSP)	シンガポール・マレーシア・タイ・インドネシア・ブルネイ・フィリピン・ベトナム協定	日アセアン協定	日インド協定
衣類 (編物: HS第 61 類)	糸からの製造 【2工程ルール】 糸 編物 衣類	類の変更 (非原産材料の生地 ¹ を使用する場合の製 織・編上の工程は日 本・アセアン加盟国に 限定)	類の変更 (非原産材料の生地 ¹ を使用する場合の製 織・編上の工程はアセ アン協定締約国 ² に限 定)	製織・編上の工程 と製品化の工程が インドにて行われ ること
衣類 (織物: HS第 62 類)	織物からの製造 【1工程ルール】 織物 衣類	【2工程ルールの一部緩和】 糸 編物 衣類 日本・アセアン加盟国可	【2工程ルールの一部緩和】 糸 編物 衣類 日本・アセアン協定締約国可	【2工程ルール】 糸 編物 衣類

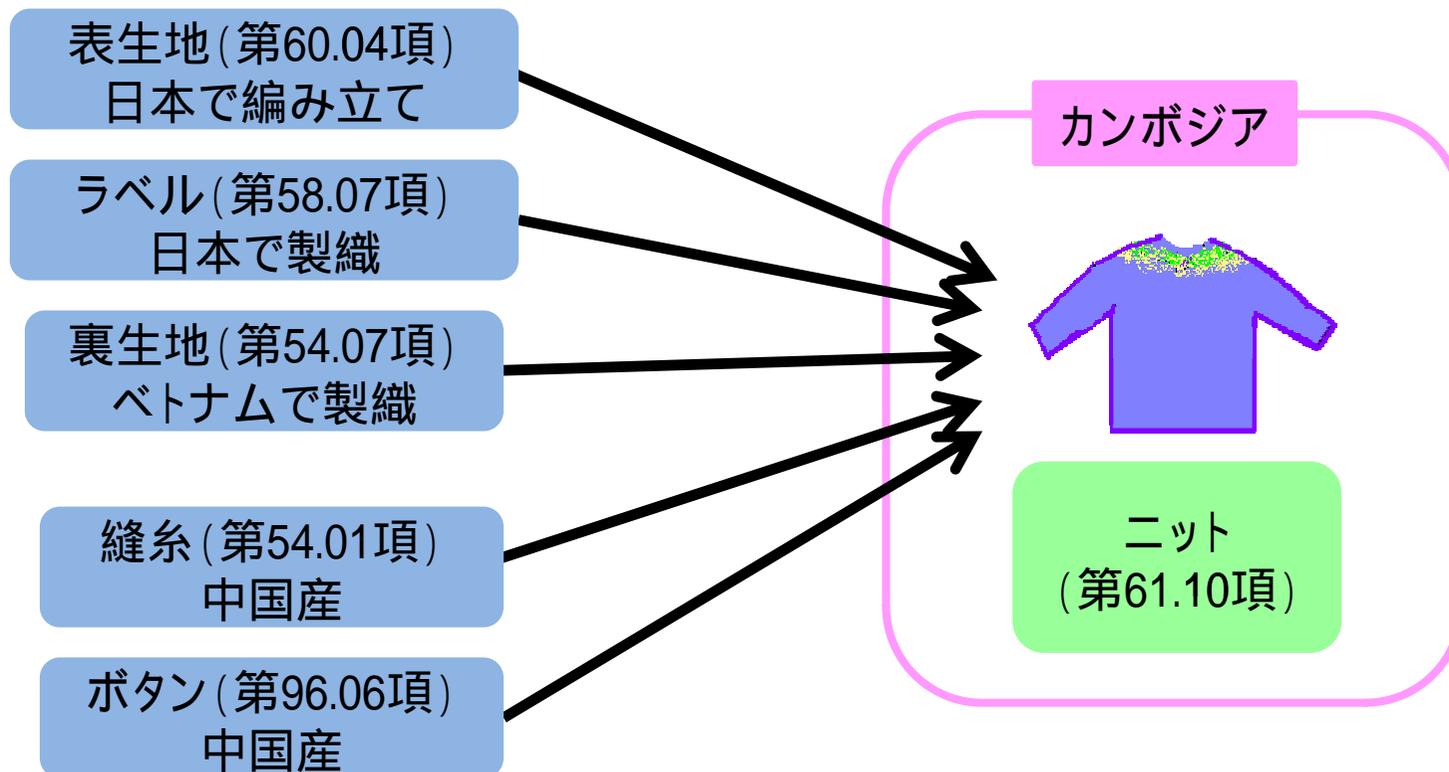
上記表は大まかな傾向を示したもので、厳密な品目別規則とは異なる。

1: 各協定に税番の指定がされている。

2: 日アセアン協定締約国: 2012年8月現在日本及びASEAN構成国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)のうちインドネシアを除く9カ国。

G S P 第61類(ニット)

カンボジアでニット(第61.10項)を製造する。
一般特惠原産地規則上のカンボジア原産品と認められるか？



参考

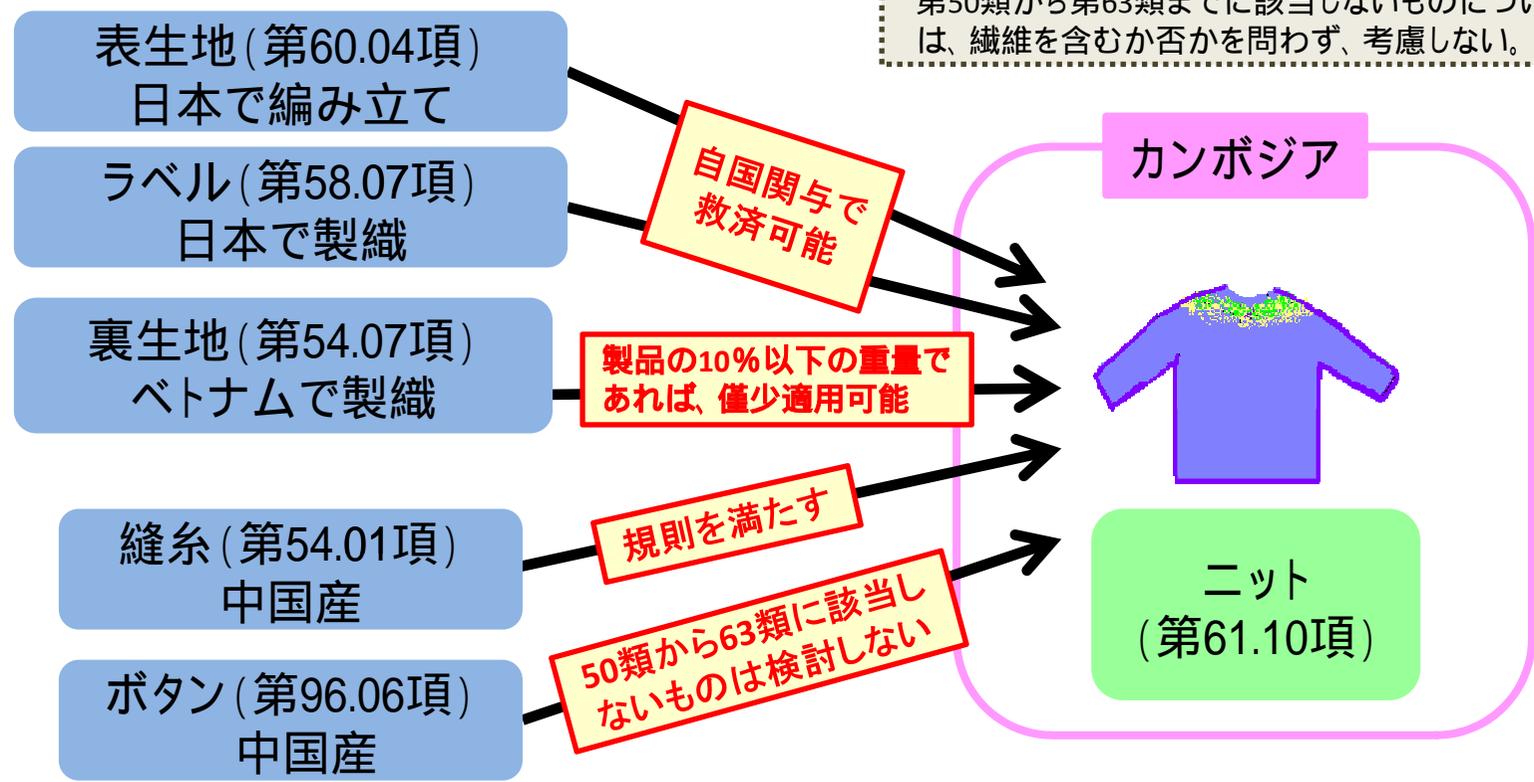
G S P 第61類(ニット)

日本から輸出して
いれば自国関与
制度適用可能

関税暫定措置法施行規則別表第61類の規則

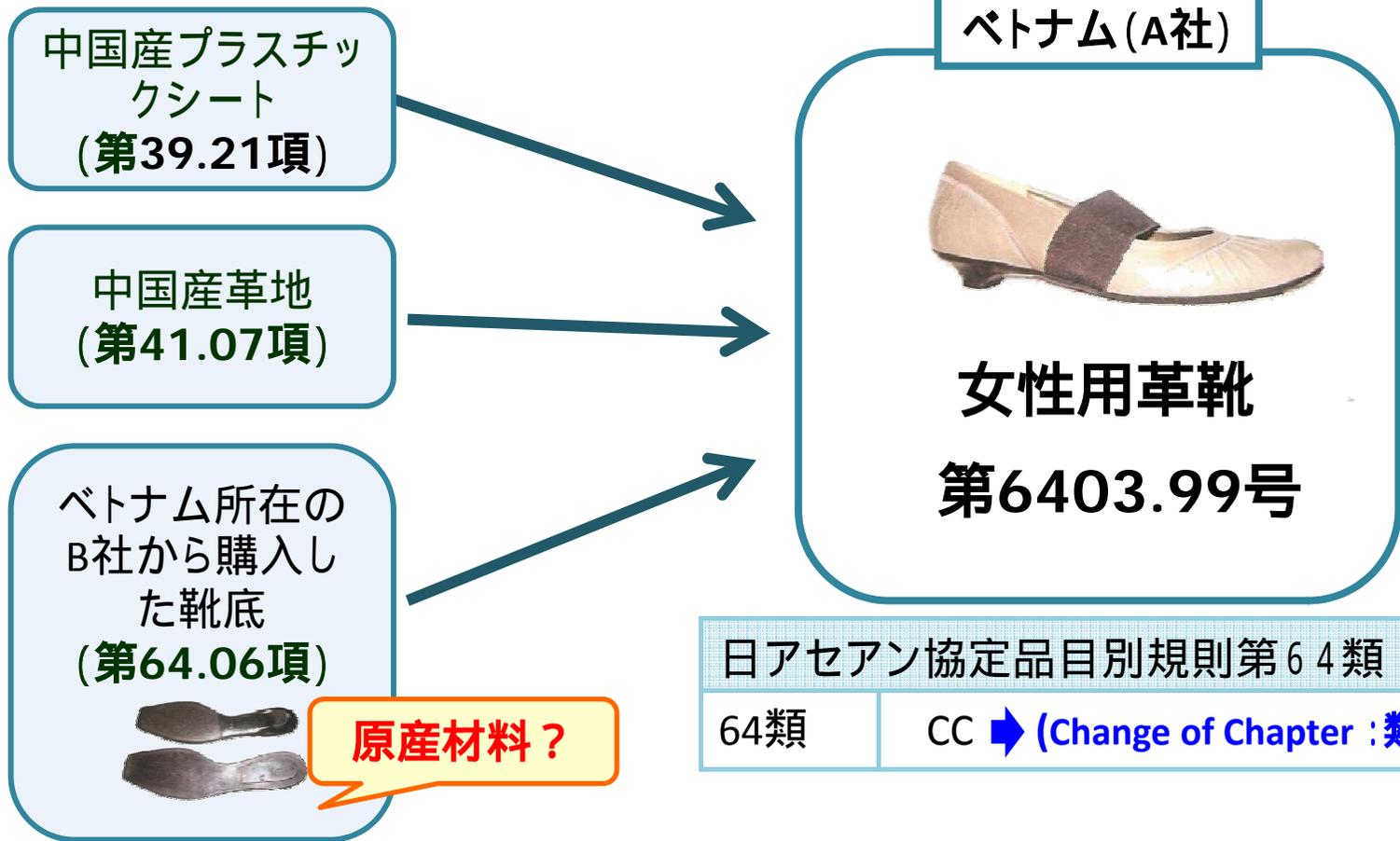
61類 紡織用繊維の糸からの製造

備考5:
関税定率法別表第61類から第63類までに該当する
物品が原産品であるか否かを決定するに当たり、
物品の生産に使用された原料又は材料であって同表
第50類から第63類までに該当しないものについて
は、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。



ケース(5) 第64類(革靴)

ベトナムで革靴(第6403.99号)を生産する。
日アセアン協定上のベトナム原産品と認められるか？



ケース(5) 第64類(革靴)

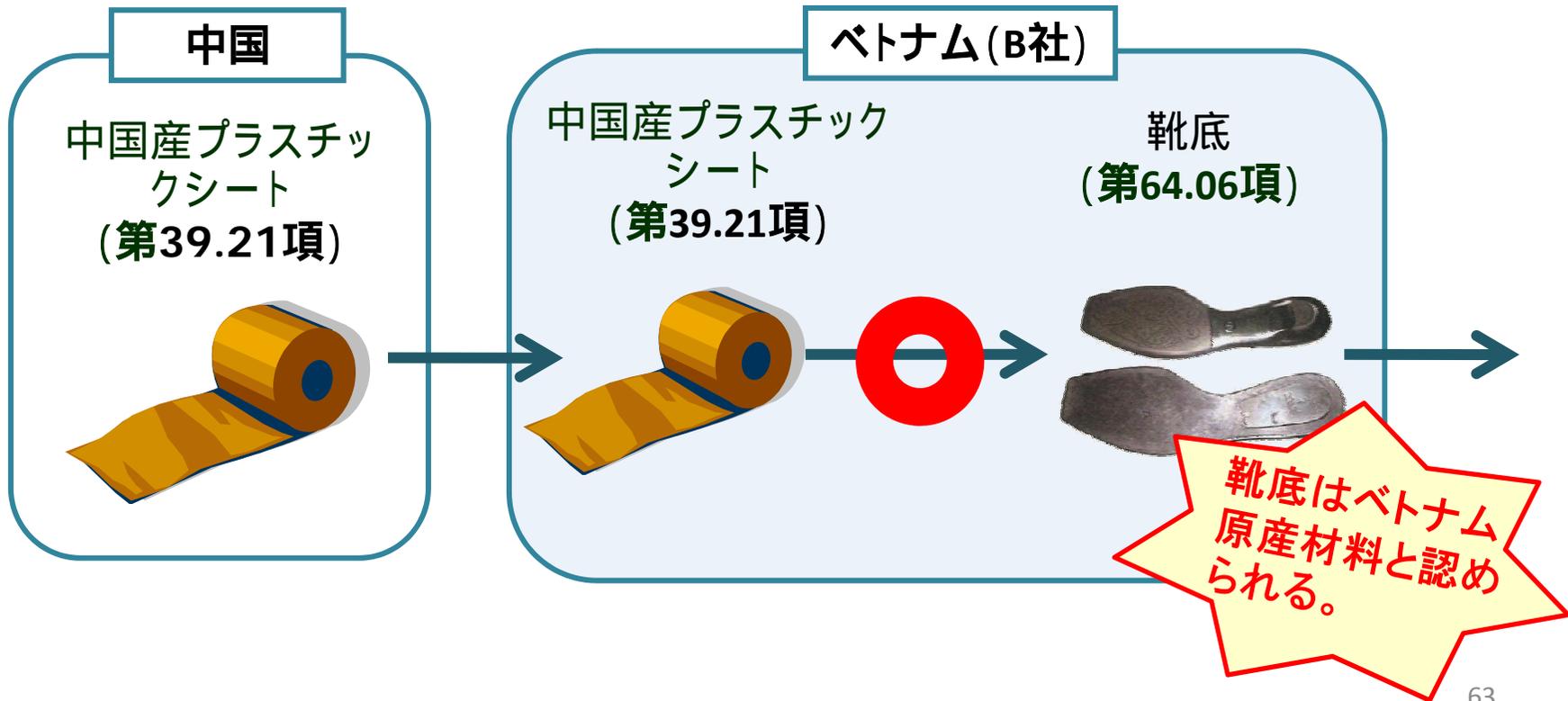
日アセアン協定品目別規則第64類

64類

CC

64類の非原産材料使用は不可

自国で調達した場合、当該材料が非原産材料である可能性もあるため、靴底の原産性について確認する。

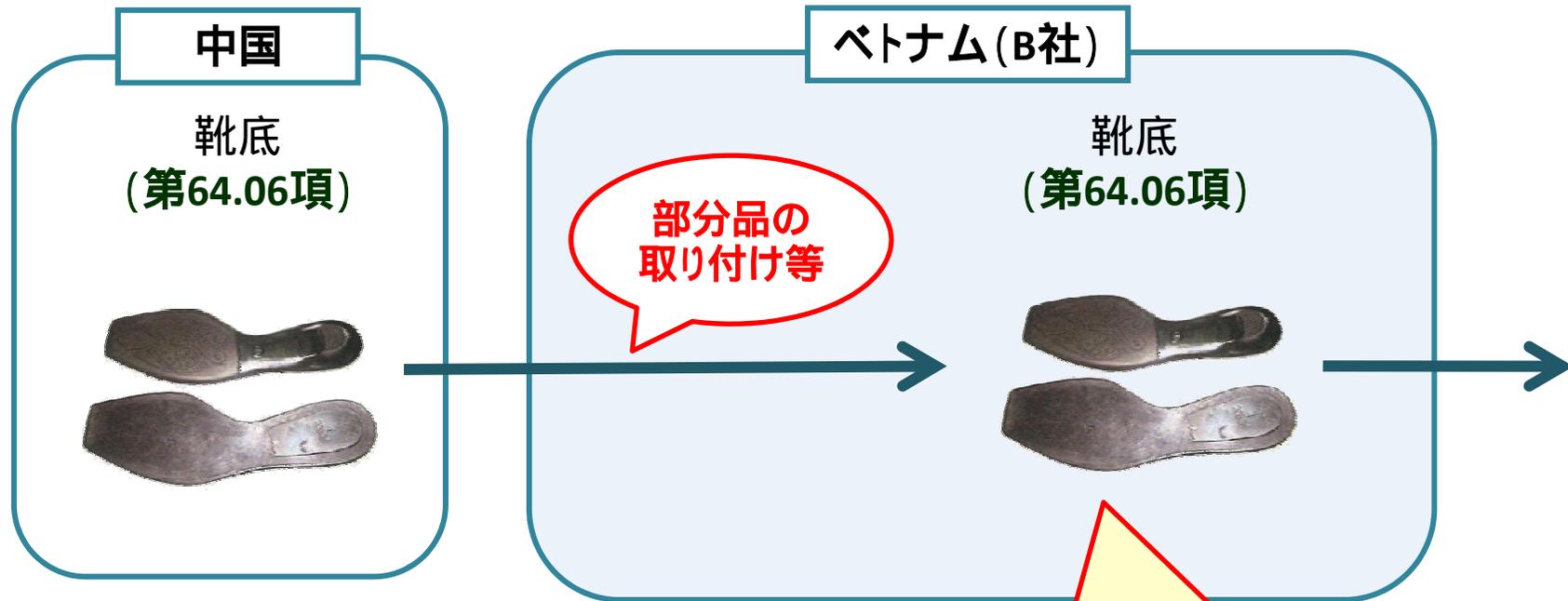


ケース(5) 第64類(革靴)

日アセアン協定 品目別規則 第64類

64類

CC



ベトナムで類が変わる加工工程を経なければ、靴底はベトナム原産材料と認められない。

ケース(5) 第64類(革靴)

日アセアン協定 品目別規則第64類

64類	CC
-----	----

中国産プラスチックシート
(第39.21項)

中国産革地
(第41.07項)

ベトナム所在の
B社から購入した靴底
(第64.06項)



非原産材料
であった場合

ベトナム(A社)



女性用革靴
第6403.99号

革靴はベトナム
原産品と認めら
れない。

(最後に)

原産地規則について 特に留意をお願いしたい事項

原産地証明書があれば、万事OKではない
－ 実際に原産地基準・積送基準を満たす必要がある

【非原産材料を使っていた場合】

税関HPに掲載

- 最終製品のHS番号の品目別規則を確認
- 使用材料のHS番号、原産国、価格、製造工程等を確認

参考

税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/>

このページの本文へ > サイトマップ > English

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

税関 Japan Customs

Securing Japan's Border
税関は、この国を水際で守っています

ホーム 海外旅行の手続き **輸出入の手続き** 水際での取締り

税関はこの手続をお知らせ

『輸出入の手続き』をクリック

このページでは、貨物の輸出入通関手続に参考となる資料等を掲載しております。

お知らせ

輸出通関における保税搬入原則の見直しについては、当該見直しを盛り込んだ関税改正法が平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より施行されました。これにより、保税地域に貨物を搬入した後に行うこととされていた輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への搬入前に行うことが可能となりました。

[輸出通関における保税搬入原則の見直しについて](#) (124kb:PDF)
【参考資料】[関税法基本通達等の一部改正\(平成23年8月10日財関第901号\)](#)

手続に関し不明な点がございましたら、[最寄りの税関](#)までお問い合わせください。

1. 品目分類及び税率

- ▶ [輸出統計品目表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)
- ▶ [関税率表解説・分類例規](#)
- ▶ [輸入貨物の品目分類事例](#)
- ▶ [品目分類の事前教示](#)
- ▶ [事前教示回答\(品目分類\)](#)

『経済連携協定 (FTA/EPA)』はここをクリック

- ▶ [関税のしくみ](#)
- ▶ [特殊関税制度](#)
- ▶ [特惠関税制度](#)
- ▶ [経済連携協定 \(FTA/EPA\)](#)
- ▶ [シーリング関係\(日メキシコEPA\)](#)
- ▶ [保税地域制度](#)
- ▶ [免税コンテナに係る税関手続について](#)
- ▶ [更正の請求期間の延長等について](#)
- ▶ [通関士試験](#)
- ▶ [税関関係手数料](#)
- ▶ [カスタムズアンサー \(FAQ\)](#)
- ▶ [通関等窓口の開庁時間及び時間外事務の取扱い](#)
- ▶ [問い合わせ・相談\(輸出入通関手続等\)](#)

2. 関税評価(課税価格)

- ▶ [課税価格の計算方法](#)
- ▶ [評価申告制度の概要](#)
- ▶ [関税評価の事前教示](#)
- ▶ [関税評価用語等解説](#)
- ▶ [輸入貨物の関税評価事例](#)
- ▶ [外国為替相場\(課税価格の換算\)](#)
- ▶ [課税価格に含まれる運賃等の取扱いについて](#)

3. 原産地認定

- ▶ [原産地規則について](#)
- ▶ [原産地認定の事前教示](#)

『事前教示』はここをクリック

8. 輸出入手続関連リンク

注意: 下記のリンクをクリックすると新規ウィンドウが開きます。

関税政策・税関行政

- ▶ [関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [関税中央分析所・税関研修所](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)
- ▶ [採用案内](#)

税関手続

- ▶ [手続案内 \[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)
- ▶ [税関様式及び記載要領](#)

審議会・研究会

- ▶ [政策評価\(関税局・税関関連\)](#)
- ▶ [国際機関\(WTO・WCO\)](#)
- ▶ [地域協力\(APEC\)](#)
- ▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)
- ▶ [税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

87

輸入者の皆様へ

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
原産地認定 についての

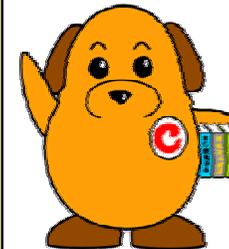


「文書による事前教示」 をご利用ください！



シェリ - ちゃん

「文書による事前教示」とは、
輸入を予定している貨物の**原産地**を税関に**文書**で照会し、**文書**で回答を受け
ることができる制度で、
事前に一般特惠税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる
輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行
われ、貨物の引取りが早くなる
回答内容は、照会された**商品**の**輸入通関審査**に際し、**3年間**尊重される
などのメリットがあります。



カスタム君

〈 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 〉

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・トップページの右側の「税関手続きの案内」 「税関様式及び記載要領」 「関税法関係[C]」
で様式の一覧表が表示されます。

関税分類については、 「事前教示に関する照会書 (C-1000)」

原産地については、 「事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」

関税評価については、 「事前教示に関する照会書(関税評価照会用) (C-1000-6)」

〈 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19の2をご参照ください。 〉

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

ご不明の点があれば・・・

- 適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページからご覧いただけます。

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

函館税関業務部原産地調査官:0138-40-4256

東京税関業務部原産地調査官:03-3599-6527

横浜税関業務部原産地調査官:045-212-6174

名古屋税関業務部原産地調査官:052-654-4205

大阪税関業務部原産地調査官:06-6576-3196

神戸税関業務部原産地調査官:078-333-3097

門司税関業務部原産地調査官:050-3530-8369

長崎税関業務部統括審査官(通関総括部門):095-828-8665

沖縄地区税関統括審査官(通関総括第1部門):098-862-8692

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

ご清聴ありがとうございました。

